

独立行政法人農林水産消費安全技術
センターの平成23年度に係る業務
の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事項等

法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「透明性の確保」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目は、「契約の点検・見直し」の中項目がB評価となり、他の中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政・独委」という。）」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成22年5月31日政・独委）」、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について（平成24年5月21日政・独委）」、「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成23年12月9日政・独委）」、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

2 各大項目ごとの評価結果

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- ① 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、中期計画項目である「1(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置」、「1(2) 管理部門の簡素化」、「1(3) 自己収入の確保」、「1(4) 保有資産の見直し等」、「1(5) 契約の点検・見直し」、「1(6) 透明性の確保」、「1(7) 内部統制の充実・強化」、「1(8) 業務運営コストの縮減」、「1(9) 人件費の削減等」、「2(1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務」、「2(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務」、「2(3) 調査研究業務」、「2(4) 情報提供業務」及び「2(5) 関係機関との連携」について評価基準に基づき評価を行った結果、「契約の点検・見直し」の中項目がB評価となり、他の中項目において業務実績がなく評価の対象外とした「1(6) 透明性の確保」を除き、A評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。
- ② 「1(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置」については、人材育成及び業務経験の蓄積に関しては適切に対応されていたと評価できるが、第3期中期計画で新たに計画に記載された業務であることから、来年度以降は平成23年度の取組による効果を検証し、その検証結果を踏まえた取組を行うべきである。また、要員配置の適正化については、年度当初に配置した要員配置が適正かどうかを年度途中においても検証を行うなど、適正な対応が取られていたと評価する。
- ③ 「1(2) 管理部門の簡素化」については、要員配置の適正化は、札幌センター統合後の事務処理を行っていた職員1名を本部に異動していた。また、管理業務の一体的実施等の推進は、会議室等の共同利用や試菜等の調達を一括購入するなど適切に対応されていたが、引き続き、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営に努めるべきである。
- ④ 「1(3) 自己収入の確保」については、事業者等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等は、受益者の負担が適正に反映されるよう手数料の見直しを行うとともに、事業者等が主催する講習会の有料化を行い、適切に対応されていたと評価できるが、平成23年度の取組による効果を検証し、引き続き自己収入の確保に努めるべきである。
- ⑤ 「1(4) 保有資産の見直し等」については、中期計画に基づき不要資産の売却額及び塚ほ場の国庫返納は適切に対応されていた。その他の保有資産について、その利用度の観点から保有の必要性の検討が行われているが、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘に基づき、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うべきである。
また、当該法人が保有する特許権については、特許権を保有することの必要性の検討及び特許収入の拡大を図るための周知が一部行われていたが、保有することが必要とされた長期間実施許諾の実績のない特許については、特許収入の拡大を図るため、技術移転機関と連携した周知等を行うべきである。
- ⑥ 「1(5) 契約の点検・見直し」については、一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の件数については、仕様書の見直し、公告期間の延長やメールマガジンの活用等に努めていたが、平成22年度と比較して減少していない。契約内容を確認したところ、一者応札のうち、半数以上は分析機器の保守・点検であり、特殊事情は理解できるが、一者応札を縮減するための更なる取組が必要である。また、平成23年度に行った契約のうち、やむを得ず随意契約となった件数は、平成22年度と比較して増加しているが、増加要因は震災対応等によるものであり、特殊要因としてやむを得ないと評価できるが、引き続き、契約の適正化を推進すべきである。
- ⑦ 「1(7) 内部統制の充実・強化」については、理事長は法人に与えられた使命・課題を的確に認識し、社会的ニーズに対応して的確かつ柔軟に業務運営を行うため、各分野の専門家からなるプロジェクトチームの設置、緊急時や繁忙期に機動的かつ柔軟に職員を配置するスタッフ制の活用など、効率的な業務運営に努めていた。
内部統制の充実・強化に関しては、業務の進捗状況及び予算の執行状況を定期的に役員会に報告し、業務の進行管理の徹底を図り、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めるとともに、法令等の遵守状況の確認や業務改善活動の重要な取組として業務運営の横断的な内部監査を実施し、その結果を理事長によるマネジメントレビューに反映するなどして、理事長のトップマネジメントの下、役職員が一体となって業務の有効性及び効率性の向上に取り組むなど、リーダーシップを発揮できる環境が整備されているとともに本部及び各地域センターの職員との直接コミュニケーションを通じ、法人のミッションの役職員への周知徹底がされていた。さらに、監事監査においても法人の長のマネジメントに留意した監査がなされており、理事長は監事監査報告書の指摘についての改善措置等を講じ、その措置状況を整理して監事に報告し、監事は当該報告書を受けて、各指摘事項についての措置状況を確認しており、監事を含め、組織全体で内部統制の充実・強化に向けて取り組まれていたと評価する。
しかしながら、「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成23年12月9日政・独委）」で指摘された内部監査に係る不適合事項について、軽微な内部規程の不適合ではあるが、コンプライアンス遵守の徹底を図り、内部監査の不適合の改善に向け更なる取組を行うべきである。
- ⑧ 「1(8) 業務運営コストの縮減」については、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、一般管理費は、5.8%（計画値：毎年度平均で少なくとも対前年度比3%）、業務経費で3.1%（計画値：毎年度平均で少なくとも対前年度比1%）であり、平成23年度の数値は、中期計画初年度のため毎年度平均ではないが、平成22年度の実績が、それぞれ、3.5%及び5.0%であったことから、中期計画の進捗状況としては、適切に業務運営コストの縮減が図られていたと評価できる。
昨年度指摘した給与振込口座の原則1口座への対応については、職員への周知徹底や管理職から2口座指定の職員への直接説明を行うことにより当該職員数が平成22年度の119名から平成23年度に13名と大幅に減少をしているものの、原則1口

座までには至っておらず、平成22年度予算執行調査の指摘に従い早急にさらなる改善をすべきである。

- ⑨ 「1(9) 人件費の削減」については、業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点の722名から64名削減することにより、平成17年度と比較して8.4%（計画値：6%）削減するなど節減に取り組むとともに、給与水準は国と比べて98.8であり、給与水準の適正化が図られていた。しかし、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づき、役員給与については平成24年4月から見直しを行っているが、職員給与についても労使交渉が必要であり、時間を要することは理解できるが、早急に国に準拠すべきである。なお、今年度15名もの職員が削減がされているが、やむを得ない理由以外の増員をすることがないように、引き続き計画的な人事管理を行うべきである。
- また、労働基準法が適用となるため、国と算定基準が異なる手当てとして、超過勤務手当・休日給・夜勤手当があるが、これらを除くと国と異なる諸手当の支払いの実績はなく、諸手当については、適正に支出されていた。
- そして、レクリエーション経費の支出もなく、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利厚生費）についても昨年に引き続き、医薬品等購入費用については労働安全衛生規則の規定による「救急用具」に限定するなど、適正な執行に努めていた。
- ⑩ 「2(1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務」、「2(3) 調査研究業務」、「2(5) 関係機関との連携」については、全て適正に実施していた。
- ⑪ 「2(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務」については、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月26日政・独委）」において「食品関係等業務のうち食品表示監視業務の科学的検査については、7センター等（本部を含む。）において、年間6,000件程度実施しているが、各センター等間における担当職員1人当たりの検査件数（業務量）に差異がみられる。このため、食品関係等業務の他業務（登録認定機関立入調査業務等）の処理件数も勘案しつつ、配置人員の適正化を図るものとする。」と指摘されたことを踏まえ、年度当初に配置した要員配置が適正かどうかを年度途中においても検証等を行うなど、適正な対応が取られていたと評価する。
- ⑫ 「2(4) 情報提供業務」については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。」と指摘されたことを受け、消費者相談業務等の情報提供業務に従事している職員を他の部門への異動等により10名削減しており、震災対応のため消費者相談窓口の廃止が遅れたことも適正な対応であったと評価する。
- ⑬ 「2(5) 関係機関との連携」について、国民生活センターとは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。」と指摘されたことを受け、平成23年5月に協定を締結しており、今後とも適切に連携が図られることを期待する。
- (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
- ① 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、中期計画項目である「1(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応」、「1(2) 情報提供業務の的確な実施」、「1(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上」、「1(4) 調査研究業務の充実」、「1(5) 情報セキュリティ対策の推進」、「2(1) 肥料関係業務」、「2(2) 農薬関係業務」、「2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務」、「2(4) 土壌改良資材関係業務」、「3(1) 食品表示の監視業務」、「3(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務」、「3(3) JAS法に基づく立入検査等」、「3(4) JAS規格の見直し等に係る業務」、「3(5) 国際規格に係る業務」、「4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務」及び「6 国際協力業務」について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価の対象外とした「5 カルタヘナ担保法関係業務」を除く中項目においてはA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。
- ② 「1(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応」においては、緊急に実施するよう要請があった場合の対応については適切に対応されていた。また、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17025」という。）に基づく品質保証体制の構築については、スケジュールに基づき、適切に対応されることを期待する。
- ③ 「1(2) 情報提供業務の的確な実施」においては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。」と指摘されたことを受け、事業者等からの相談に特化し、適切に対応するとともに、メールマガジンの活用や講習会の開催などにより積極的に情報の提供を図っていた。今後も引き続きわかりやすい形で情報の提供がなされることを期待する。なお、肥料分析技術講習会（2回参加者6名）については、他の講習会に比べ参加者が少なく、都道府県の意向を踏まえつつ効率的な実施を検討すること。
- ④ 「1(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上」については、統一された考え方による品質保証体制の構築について検討し、委員会設置運営要領の制定に向けた作業等、各種取組を実施しており、適切に対応されていたと評価できる。今後は、設置された委員会において適切に対応されることを期待する。
- ⑤ 「1(4) 調査研究業務の充実」については、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行われており、適切に対応されていた。また、調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等により公表するとともに、検査分析手法のマニュアル化を行っており、作成されたマニュアルに従い、適切に対応されることを期待する。
- ⑥ 「1(5) 情報セキュリティ対策の推進」については、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備するため、連絡担当者、連絡方法等について定期的な確認等は実施されていた。引き続き、情報セキュリティに関する計画の策定、当該計画に基づく実績の評価と改善等が適切に実施されることを期待する。
- ⑦ 「2(1) 肥料関係業務」、「2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務」、「2(4) 土壌改良資材関係業務」、「3(1) 食品表示監視業務」、「3(2) 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務」、「3(3) JAS法に基づく立入検査等」、「3(4) JAS規格の見直し等に係る業務」、「3(5) 国際規格に係る業務」、「4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務」及び「6 国際協力業務」については、すべて適切に対応されていた。
- ⑧ 「2(2) 農薬関係業務」については、農薬の登録申請に係る検査結果の報告が農林水産省による方針変更のため、報告書の作成及び公表が平成24年度となっていることは「やむを得ざる事情があると認められる」と判断できるが、今後は、

関係部局との連絡調整を密に行うなど、同様なことが起きないように適切に対応されることを期待する。

(3) 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

- ① 法人からの自己評価等の関係資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目である「1経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組」及び「2 法人運営における資金の配分状況」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。
- ② 「1 経費（業務経費及び一般管理費人件費）節減に係る取組」については、運営費交付金の執行率は93.8%と低かったが、年度計画に定められた業務についてはすべて実施されており、未執行率が高かったことによる業務への影響は認められなかった。未執行率が高くなった主な要因は、予算額に比べ退職手当の支給額が減少したことにより人件費に残額を生じたこと、さらに、東日本大震災の発生に伴う飼料等の放射能測定業務実施のため「飼料等放射性物質調査・分析体制強化事業」が新規に追加され、この事業の円滑な遂行に必要な経費を優先的に確保するため、当初購入を予定していた分析機器類の購入の見送りや各業務の一層の節約を行ったことによるものであった。
- ③ 契約方式については、関係規程において原則一般競争入札によると規定されており、明らかに競争の余地のないものを除き、一般競争入札又は企画競争等、競争性のある方法により契約を行っていた。また、やむを得ず随意契約を行う場合には、総務部門の職員で構成する契約審査委員会においてその妥当性について個別に審査を行うなど、契約の適正化に努めていた。平成22年度に行った契約のうち、やむを得ず随意契約となった案件は、平成22年度と比較して件数が増加しているが、震災に係る契約等やむを得ないと理解できるが、引き続き契約の適正化を推進すべきである。
なお、一部機器の購入に関し、会計検査院からの指摘を受け、会計規程等の遵守の徹底、適正な検査の実施を確保するため関係規程の改正、仕様書の見直し等により改善が図られており、これらの改善が適切に対応されていたことは評価できるが、平成23年度以降も会計検査院の調査が引き続き実施されており、会計検査院の指摘があった場合には、適切に対応されるべきである。
- ④ 一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の件数については、仕様書の見直し、公告期間の延長やメールマガジンの活用等に努めていたが、平成22年度と比較して減少しておらず、更なる取組を行うなど、一者応札となった契約が減少するようにすべきである。
また、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底するとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うため、外部有識者からなる契約監視委員会において、契約等が適正に行われていることが確認されている。なお、契約監視委員会における審議結果については関係規程において速やかに理事長に報告すると規定されており、審議結果は、理事長に適切に報告されていた。
- ⑤ 工事及び測量・コンサルタント等業務に係る入札手続きや随意契約に係る契約手続きの運用状況については、外部の有識者で構成する入札監視委員会においてその適切性を確認しており、公正で透明性のある入札に努めていた。
なお、関係規程において、審議の結果、必要な場合にあっては理事長に意見の具申や勧告を行うことができると規定されているが、すべての審議結果は、理事長に適切に報告されていた。

(4) 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入れの遅延等による短期借入を行う事案はなかったため、評価の対象外とした。

(5) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

- ① 「1(1) 資産の売却額の国庫返納」については、政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額は、金銭による現物納付がされていた。
- ② 「1(2) 塚ほ場の国庫返納」については、適切に対応されており、計画どおり国庫返納されることを期待する。

(6) 剰余金の使途

- ① 剰余金を使用する事案はなかったため、評価の対象外とした。
- ② 平成23年度においては、利益剰余金（29,431千円）は生じているが、これは、平成23年度末における運営費交付金の残額、検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間に発生した繰越積立金（自己収入取得資産の減価償却費に充当したものの残額）及び積立金によるものであった。

(7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

法人からの自己評価等の関係資料の提出や事業実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目である「1 施設及び設備に関する計画」、「2 職員の人事に関する計画」及び「3 積立金の処分に関する事項」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

(8) 自然災害等に関するリスクへの対応

自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組として、本部サーバの機能不全により、通信データ等が失われ業務継続に支障をきたす場合に備え、本部以外の拠点でデータ等を管理する仕組みを検討し、従来より検査室等及び管理区域内の吸排気系の閉鎖や可能な範囲内での病原微生物等の待避及び隔離を行っていた。

評 価 項 目 (大 項 目)	評 価
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A
第 4 短期借入金の限度額	—
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	A
第 6 剰余金の使途	—
第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 共通事項		
(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置		A
(2) 管理部門の簡素化		A
(3) 自己収入の確保		A
(4) 保有資産の見直し等		A
(5) 契約の点検・見直し		B
(6) 透明性の確保		—
(7) 内部統制の充実・強化		A
(8) 業務運営コストの縮減		A
(9) 人件費の削減等		A
2 業務の重点化・効率化		
(1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務		A
(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務		A
(3) 調査研究業務		A
(4) 情報提供業務		A
(5) 関係機関との連携		A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 共通事項		
(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応		A
(2) 情報提供業務の的確な実施		A
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上		A
(4) 調査研究業務の充実		A
(5) 情報セキュリティ対策の推進		A
2 生産段階における安全の確保等に関する業務		
(1) 肥料関係業務		A
(2) 農薬関係業務		A
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務		A
(4) 土壌改良資材関係業務		A
3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務		
(1) 食品表示の監視業務		A
(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務		A
(3) JAS法に基づく立入検査等		A
(4) JAS規格の見直し等に係る業務		A
(5) 国際規格に係る業務		A
4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務		A
5 カルタヘナ担保法関係業務		—
6 国際協力業務		A
第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組		A
2 法人運営における資金の配分状況		A
第4 短期借入金の限度額		
1 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み		—
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
1 資産の売却額の国庫返納		A
2 堺ほ場の国庫返納		A
第6 剰余金の使途		
1 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果		—
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 施設及び設備に関する計画		A
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		A
3 積立金の処分に関する事項		A

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p>	<p>○効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 4×2点= 8点 合計 8点 (8/8=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、安全性の評価等に関する各種研修等を通じて専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成し、国際会議への派遣等により実務経験を蓄積させる。また、農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した適正な要員配置を行う。</p> <p>【年度計画】 ① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、次の取組を行う。 ア 人材育成 (7) 専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成するため、畜産物中の残留農薬に関する技術研修等、農薬の安全性の評価等に関する研修に職員を参加させる。 また、国外の農業検査機関に対して研修の受入を要請するとともに、研修の受入を応諾した検査機関と実施時期等について調整を行う。 (4) 国際会議等の実務経験を蓄積させるため、OECD作業部会等が開催される機会を捉えて職員を派遣する。</p>	<p>◇科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献できる人材の育成 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、次の取組を行った。 ア 人材育成 (7) 農薬の安全性の評価等に関する研修については、畜産物中の残留農薬に関する技術研修、残留農薬基準設定のためのデータの国際的な評価法に関する研修や今後提出される試験成績について和訳を添付しない英文のみの試験成績を受け入れることを踏まえた英文読解能力向上の研修等20件(96名)を実施した。 また、国外の農業検査機関での研修については、平成23年度は米国環境保護庁(USEPA)に研修の受入を要請した。なお、応諾の可否について回答を待っているところである。 (4) 国際会議等への職員の派遣については、イスラエルで開催された優良試験所規範(以下「GLP」という。)査察官のための経済協力開発機構(以下「OECD」という。)トレーニングコースに2名の職員を派遣した。</p>	<p>A</p>
<p>イ 適正な要員配置 要員配置に当たっては、業務の内容や量的な変化の状況を踏まえて適正化を進める。また、農業登録に係る優良試験所規範(以下「GLP」という。)への適合審査業務の拡大、農薬の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加、福島第一原子力発電所の事故に伴う飼料の安全性のモニ</p>	<p>◇農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した要員配置 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 適正な要員配置 平成19年度から、本部及び地域センター等のすべての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的機動的な配置に努めている。 平成23年度は、農業登録に係るGLPの適合審査業務強化として作物残留試験の査察対象への拡大、また家畜残留試験の導入など農薬の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う農薬の残留に関する検査の高度化や水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の設定対象農薬数の増加に対応するため農業検査部門において職員2名を増員するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、飼料の安全性のモニタリング業務の増加に対応するため、配置換えや併任により延べ14名の職員を肥飼料検査部門に配置し、飼料等1,099件、たい肥等5,752件の放射能測定を行った。</p> <p>【特記事項】</p>	<p>A</p>

<p>タリニング業務の増加に対応した適正な要員配置を行う。</p>	<p>要員配置の適正化については、想定される農薬の検査項目の高度化及び増加要因を勘案して、配置換えを行い、年度途中においても想定した要員配置が適正かどうか判断するため、役員会等で業務の進捗状況の確認を行った。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、飼料の安全性のモニタリング業務の増加への対応については、役員会等で業務の進捗状況の確認を行いつつ配置換えや併任により調整し、業務を順調に遂行した。</p> <p><東京電力福島第一原子力発電所事故への対応のための肥飼料検査部門への配置内容></p> <p>(配置換 (異動先))</p> <p>神戸センター 肥料検査課 1名 神戸センター 飼料検査課 1名</p> <p>(併任 (併任先))</p> <p>本部 肥飼料安全検査部 肥料鑑定課 4名 本部 肥飼料安全検査部 飼料鑑定第一課 5名 仙台センター 肥飼料検査課 3名</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>② 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、本部及び地域センター等における当該業務の効率化を図るため、管理部門の簡素化と併せて組織体制の見直しを行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 本部及び地域センター等における情報提供業務の効率化を図るため、専ら消費者相談業務等の情報提供業務に従事している要員数を他の部門への異動などにより削減する。</p>	<p>◇情報提供業務の縮減に伴う組織体制の見直し</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 情報提供業務については、消費者相談業務等の情報提供業務を縮減し、他の部門へ配置することにより10名削減した。</p> <p>【特記事項】</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において平成23年度から講ずべき措置として、「相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。」とされたことを受け、2つの専用電話相談窓口(企業相談窓口と消費者相談窓口)のうち、消費者相談窓口を閉鎖(ただし、企業相談窓口等に消費者からの相談があった場合には行政サービスの一環として対応)及び平成22年度まで実施していた消費者等向けの主催講習会を、事業者等向けのものに特化した。情報提供業務の縮減については、想定される業務量縮減を勘案した配置換えを行い、年度途中においても想定した要員配置が適正かどうか判断するため、役員会等で業務の進捗状況の確認を行った。なお、震災の影響で廃止時期のずれが発生したが、廃止時期の延長に対しては他の職員等の応援等により適切に対応した。</p>	A
<p>【中期計画】</p> <p>③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に、門司事務所の福岡センターへの移転・統合に必要な経費とその確保について検討し、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進めることとし、このため、役員及び関係職員からなる委員会を設置し、移転・統合を検討するに当たったの基本的な方針、スケジュール等の移転・統合プラン、移転先となる福岡センター庁舎の増改築等に要する経費及びその予算措置等の検討を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、門司事務所移転検討委員会(平成23年1月25日設置)において以下の事項を検討する。</p> <p>ア 移転・統合を検討するに当たったの基本的な方針 イ スケジュール等の移転・統合プラン ウ 移転・統合する場合に要する経費及び必要な予算措置</p>	<p>◇門司事務所の福岡センターへの移転・統合</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、門司事務所移転検討委員会を4月及び10月に開催し次のとおり検討した。</p> <p>ア 移転・統合については平成24年度～平成25年度の2カ年間で実施することとし、移転・統合に関する全体計画等を策定した。</p> <p>イ 各年度における移転・統合プランについて検討し、平成24年度については、設計業務や庁舎の増築工事に伴う工程及び期間の検討を平成25年度については、検査室の改修、門司事務所の移転、原状回復工事を行うこととした。</p> <p>ウ 平成24年度に必要な福岡センター庁舎の改築に伴う設計費及び事務棟の増築工事費に係る予算措置を行うこととした。 (なお、平成24年度については、約2億4千万円の予算が認められた。)</p> <p>【特記事項】</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」における指摘事項</p> <p>講ずべき措置：門司事務所の見直し 具体的内容：門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター(旧肥飼料検査所)と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。</p> <p>実施時期：24年度中に実施</p>	A

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (2) 管理部門の簡素化</p>	<p>○管理部門の簡素化</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 旧小樽事務所の機能を移転・統合した札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図るため、要員配置の適正化、管理業務の一体的実施等を推進する。</p> <p>【年度計画】 札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るため、次の取組を行う。 ① 管理部門の要員を異動することにより、配置の適正化を行う。 ② 道新北ビル庁舎の会議室や書庫・倉庫の共同利用等を引き続き推進する。 ③ 試薬・事務用品その他消耗品類の一括購入、実験廃液の処理や職員の健康診断等についての一括契約を引き続き推進する。</p>	<p>◇札幌センター管理部門における要員配置の適正化、管理業務の一体的実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 札幌センターの管理部門については、次の取組を行った。 ① 平成22年度に行われた札幌センター小樽事務所の札幌センターへの統合に伴い、統合後の事務処理(小樽事務所の原状回復を含む。)を行っていた1名について平成22年度中に事務処理が終了したため本部へ異動させた。 ② 会議室については、共有データベース上の会議室利用簿を活用し、会議室の予約手続きの簡素化を図り肥飼料分野での事業者に対する講習会、打合せ、入札等での利用に努めた。 書庫・倉庫については、一区画を肥飼料分野の文書や分析用消耗品の保管に利用し管理の集約化を図った。 また、車両を1台削減し、食品部門と肥飼料部門で相互利用している。 ③ 試薬及び事務用品等の物品類並びに実験廃液の処理及び職員の健康診断等の役務類を調達したのものについては、一括契約を実施した。</p> <p>【特記事項】 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における指摘事項 講ずべき措置：札幌センターの効率的な業務運営 具体的内容：小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一体的に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。 実施時期：23年度から実施</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価																		
<p>第1-1 (3) 自己収入の確保</p>	<p>○自己収入の確保</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>																		
<p>【中期計画】 自己収入を確保するため、事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。 また、受益者の負担が適正に反映されるよう手数料の見直し等を行うとともに、事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて周知・広報に努める。なお、寄付金の申し出があった場合には、センターの業務が高度の中立・公正を求められるものであることを踏まえ、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p> <p>【年度計画】 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 ① 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。 ② 受益者の負担が適正に反映されるよう手数料の見直しを行うとともに、センターが技術講習会等として無償で開催していた講習会の有料化を検討する。 ③ 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。 ④ 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>	<p>◇依頼検査、講師派遣等に関する手数料の見直し、有料化についての周知・広報による自己収入の確保 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 自己収入を確保するため、以下の取組を行った。また、自己収入として、56,467千円(平成22年度相当額51,412千円)を確保した。 ① 事業者等からの依頼に応じて、検査及び講師の派遣を積極的に行い、農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するための技術的な情報を提供した。 ② 自己収入確保の観点から受益者の負担が適正に反映されるよう、事業者等へのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて無償で開催していた技術講習会等の有料化や手数料の見直しを行い、手数料等に係る取扱要領等の関係規程類の改正を行った。その結果、これまで無料としていた肥料品質改善講習会を有料化することとなった。 ③ 有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページに講師派遣のコーナーを設けて周知するとともに、メールマガジンでは、年度当初に「最近の話題・キーワード」欄で講師派遣のPRを行った。また、広報誌春夏合併号及び秋号にて、講師派遣の案内を掲載し、周知を行った。その他、センターが主催している講習会等においても、チラシ等を活用したPRを行った。 ④ 寄付金の申し出はなかった。</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1" data-bbox="616 1608 1406 1906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成23年度金額(千円)</th> <th>平成22年度金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査手数料収入</td> <td>23,365</td> <td>19,639</td> </tr> <tr> <td>検定手数料収入</td> <td>11,426</td> <td>10,263</td> </tr> <tr> <td>講習事業収入</td> <td>14,153</td> <td>14,618</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>7,523</td> <td>6,893</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>56,467</td> <td>51,412</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 各項目の積み上げと合計額の差は、単位未満の四捨五入による差異。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における指摘事項 講ずべき措置：自己収入の拡大 具体的内容：民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。</p>	項目	平成23年度金額(千円)	平成22年度金額(千円)	検査手数料収入	23,365	19,639	検定手数料収入	11,426	10,263	講習事業収入	14,153	14,618	その他収入	7,523	6,893	計	56,467	51,412	<p>A</p>
項目	平成23年度金額(千円)	平成22年度金額(千円)																		
検査手数料収入	23,365	19,639																		
検定手数料収入	11,426	10,263																		
講習事業収入	14,153	14,618																		
その他収入	7,523	6,893																		
計	56,467	51,412																		

実施時期：23年度から実施

評価項目	達成状況	評価												
<p>第1-1 (4) 保有資産の見直し等</p>	<p>○保有資産の見直し等</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>												
<p>【中期計画】 ① 保有資産については、肥料に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約化することにより、堺ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納する。また、平成23年度には、政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を国庫へ返納する。 なお、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、その他の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不断に見直し、不要な資産は国庫への返納を行う。</p> <p>【年度計画】 ① 保有資産の見直し及び特許権の登録・保有コストの削減等については、次の取組を行う。 ア 堺ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納するため、堺ほ場の現地調査等を行うとともに、関係財務局との連絡調整等を行う。 イ 第2期中期計画期間中に発生した政府出資である固定資産及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額（自動車リサイクル料金預託金及び高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入）を、平成23年度中に国庫へ返納する。 ウ ア及びイ以外の保有資産について、利用度等を調査し、また、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、</p>	<p>◇堺ほ場の廃止等、保有資産の見直しによる不要資産の国庫への返納 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 保有資産の見直し等については、次の取組を行った。 ア 堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納するため、近畿財務局から示された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査（資料及び目視）、ガラス室他2棟の解体撤去等を実施するとともに、当該各種結果に基づき近畿財務局と連絡調整を行った。 イ 政府出資である固定資産（自動車リサイクル料金預託金30,370円高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入37,863円）及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額（自動車リサイクル料金預託金55,850円）124,083円については、平成23年10月28日に国庫へ返納した。 ウ センターではア及びイ以外の保有資産として、庁舎及びその敷地3箇所（農業検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）の他、分析機器等の資産を所有していることから、庁舎及びその敷地以外の主な資産であるほ場及び分析機器類の利用・稼働状況について調査を実施し、保有の必要性について検証を行った。その結果、庁舎及びその敷地についてはその必要性について不断に見直すこととし、岩槻ほ場は堺ほ場を廃止することから引き続き使用することとなった。老朽化等により利用頻度が低かつ有効活用も見込めない分析機器類（原子吸光分光光度計等）他については保有資産から除却を行った。</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1" data-bbox="603 1630 1391 2116"> <thead> <tr> <th>保有資産</th> <th>利用度</th> <th>保有の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業検査部(小平) 神戸センター 福岡センター</td> <td>勤務時間常時利用</td> <td>全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、各ブロック単位の拠点施設が必要 農業登録検査等を効率的に進めていく上で、拠点施設が必要</td> </tr> <tr> <td>岩槻ほ場</td> <td>84%（使用日×100/365日）</td> <td>ほ場は肥効試験や連用試験を行うため必要であり、センターが保有するほ場のうち、堺ほ場を廃止したことから残る岩槻ほ場は引き続き使用する</td> </tr> <tr> <td>分析機器類・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置</td> <td>分析機器の稼働状況調査により把握</td> <td>分析機器の稼働状況調査及び分析機器整備・管理方針に基づき、老朽化等により利用頻度が低い分析機器類等、保有資産から除却</td> </tr> </tbody> </table>	保有資産	利用度	保有の必要性	農業検査部(小平) 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、各ブロック単位の拠点施設が必要 農業登録検査等を効率的に進めていく上で、拠点施設が必要	岩槻ほ場	84%（使用日×100/365日）	ほ場は肥効試験や連用試験を行うため必要であり、センターが保有するほ場のうち、堺ほ場を廃止したことから残る岩槻ほ場は引き続き使用する	分析機器類・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置	分析機器の稼働状況調査により把握	分析機器の稼働状況調査及び分析機器整備・管理方針に基づき、老朽化等により利用頻度が低い分析機器類等、保有資産から除却	<p>A</p>
保有資産	利用度	保有の必要性												
農業検査部(小平) 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、各ブロック単位の拠点施設が必要 農業登録検査等を効率的に進めていく上で、拠点施設が必要												
岩槻ほ場	84%（使用日×100/365日）	ほ場は肥効試験や連用試験を行うため必要であり、センターが保有するほ場のうち、堺ほ場を廃止したことから残る岩槻ほ場は引き続き使用する												
分析機器類・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置	分析機器の稼働状況調査により把握	分析機器の稼働状況調査及び分析機器整備・管理方針に基づき、老朽化等により利用頻度が低い分析機器類等、保有資産から除却												

保有の必要性を不断に見直す。

リアルタイムPCR等 ・一般機器 ロータリーエバポレーター 電子天秤等	
--	--

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における指摘事項

講ずべき措置：塚ほ場の廃止
 具体的内容：他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、塚ほ場を廃止する。
 実施時期：24年度中に実施
 講ずべき措置：土地等の国庫返納
 具体的内容：塚ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
 実施時期：24年度以降実施

【中期計画】

② 特許権については、登録・保有コストの削減を図るため、センターにおける特許権の保有目的が、検査等業務に必要な技術の特許権を第三者に取得され、業務の実施に支障が生じることを防止するものであることを踏まえつつ、特許権を保有することの必要性を十分吟味する。また、特許収入の拡大を図るため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づく技術移転機関と連携することにより、センターが保有する特許権の周知等を行う。

【年度計画】

② センターが特許権を保有する目的を踏まえ、必要性を十分に吟味した特許申請等、職務発明の取扱いが適切に行われるよう、必要に応じて関係規程の見直しを行う。
 また、特許収入の拡大を図るため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づき農林水産大臣が認定した技術移転機関である社団法人農林水産技術情報協会へ登録できる特許権については、使用許諾の機会を拡大するため、同協会を通じて周知・広報する。

◇保有する特許権の必要性吟味と利用拡大に向けた周知の実施

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。
 A：順調に進んでいる
 B：概ね順調に進んでいる
 C：不十分又は問題あり
 D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

② 特許権については登録・申請コストを削減する観点から、職務発明規程の改正を行うとともに改正した規程に基づき、役職員で構成する職務発明審査会において、長期間実施許諾の実績がない特許について保有の必要性の検証を行った。その結果、平成23年度において放棄すべき特許等はなかった。
 また、特許収入の拡大に資するよう、現在業務に活用している特許については技術移転機関である社団法人農林水産技術情報協会(平成24年2月15日付けで社団法人農林水産・食品産業技術振興協会に改組)への登録により周知・広報を図った。

【特記事項】

職務発明規程改正の概要
 職員等がした発明のうちセンターにおいて承継し、特許出願を行う発明の基準を明確化
 (1) 承継し、特許出願を行うもの
 (7) 当該職務発明の特許権をセンターが取得しない場合、センターが実施する検査等業務の遂行に支障を来し、それにより農業生産力の維持増進や国民の健康及び消費者の利益の保護が図れなくなるおそれがあると考えられるもの
 (4) 商品化が期待されるものその他特許取得の必要性が高いと考えられるもの
 (2) 承継はするが、特許出願は行わないもの
 当該職務発明を権利化せず、広く国民の利益の向上に資するため、センターの責任において公表すべきもの

保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績(H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格作成の検討が行われており、当該技術の活用可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。
化学形態別砒素分析のための試料前処理方法 (H22年登録)	・飼料の検査分析 ・許諾実績無し	民間企業との共同出願であり、商品化が期待されることから引き続き維持する必要がある。
加熱処理された動物性組織由来原料の検出試薬および検出方法 (H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績無し	同上
被加熱処理動物性組織由来原料検出試薬 (H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H17年~H23年)	民間企業からの許諾実績もあることから、引き続き維持する必要がある。
プライマー配列 (H20年, H23年登録)	・牛海綿状脳症検査	同上

A

		・ 許諾期間 (H15年～H23年)	
	動物由来DNA検出用プライマー配列 (公開中)	・ 牛海綿状脳症 検査 ・ 許諾期間 (H21年～H23年)	同上

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (5) 契約の点検・見直し</p>	<p>○契約の点検・見直し</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 1×1点= 1点 合計 3点 (3/4=75%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はB評価であった。</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 契約の適正化を推進するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき一者応札・応募の改善に不断に取り組むとともに、契約監視委員会において契約状況の点検・見直しを行う等の取組を着実に実施する。この場合において、調査研究業務に係る調達の高め、効果的な契約の在り方を追求するため、他の独立行政法人の優良な事例等を収集する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p> <p>【年度計画】 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づき、次の取組を行う。 ① 一者応札・一者応募となった契約については、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。 ② 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、センターでの応用の可能性を検討する。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約について一層の透明性を確保するため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき策定される「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に従い、該当する契約に係る情報をホームページで公表する</p>	<p>◇一者応札・応募の改善 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>◇契約監視委員会における点検・見直し等による契約の適正化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、以下の取組を行った。 ① 契約については、平成22年度に改正した「随意契約見直し計画」に基づき、契約を締結した123件のうちガス使用料及び上下水道使用料などの明らかに競争の余地のない11件を除き、一般競争入札や企画競争及び公募による契約とした。 一般競争入札等112件のうち、一者応札となった契約は43件であり、平成22年度との比較では横ばいの状態となっている。なお、一者応札となった契約は、分析機器の保守点検等であった。 一者応札・一者応募となった契約については仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等取り組んできたところであるが、契約監視委員会から、公告方法及び公告期間の見直しについての指摘を受けたことから、入札参加事業者が調達情報を入手しやすいよう入札公告日と同時に調達情報をメールで配信する「入札情報メールマガジン」を平成23年10月から発行するとともに、「入札における公告期間の取扱い等について」(平成23年10月17日付け23消技第2123号)を定め、公告期間の設定基準等について統一化を図った。 また、随意契約については、個別に本部の職員からなる契約審査委員会に諮って審査した。競争性のない随意契約の件数は8件(平成22年度)から11件に増加し、金額ベースでは44,202千円増加した。なお、増加要因は以下のとおりである。 ・放射能測定装置の購入 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、センターにおいて必要な検査を実施するため、放射能測定装置を緊急に購入する必要があった。 ・農薬登録票作成システム更新 既存システムの機能を損なうことなく更新作業を行うためには、本システムの著作権を有し、詳細な情報を熟知している会社と契約する必要があった。 ・上下水道使用料(福岡センター) 水道の供給及び下水道の利用が可能な事業者は一者であったことによる。 なお、契約状況のフォローアップについては平成22年度分をホームページに公表した。 会計検査院の指摘については、平成22年度に改善を図ったところであるが、機器を購入する際に改善策が機能しているかどうかについて確認を行った。その結果、改善策をさらに見直す必要はなかった。なお、平成23年10月会計検査院から平成22年度に指摘を受けた超遠心粉砕器について継続検査とする旨伝えられ、会計実地検査が行われた。 ② 調査研究業務に係る調達についての透明性を高める観点から、平成23年2月</p>	<p>B</p> <p>A</p>

に開催された研究開発事業に係る調達の内訳に関する連絡会議（関係府省）及び同検証会議（関係法人）における検討内容の情報収集を行った。

- ③ センターで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、総売上高が相当の割合である法人との契約について、平成23年7月1日以降の入札公告等に係る契約からセンターのホームページで公表することとした。なお、23年度は該当する契約はなかった。

【特記事項】

一般競争入札案件のうち一者応札となった契約の内訳

区分		件数 (H23)	件数 (H22)
契約の内容	分析機器等の保守（点検）	35	35
	分析機器等の購入	3	2
	工事契約	1	0
	健康診断	1	1
	委託事業	0	2
	その他（電気契約、機械警備業務委託等）	3	3
	計	43	43

平成22年度に会計検査院から指摘を受けた超遠心粉砕機について、仕様書の記載内容の適切性の観点からさいたま本部、名古屋センター及び神戸センターにおいて会計実地検査が行われた。検査結果については審議中である。

会計実地検査実施日

さいたま本部 平成24年2月27日（月）
 神戸センター 平成24年2月28日（火）
 名古屋センター 平成24年2月29日（水）
 仙台センター 平成24年4月26日（木） ※平成24年度

【要因分析】

一者応札・応募の改善について、実績からの評価結果は「B」であることから、要因分析を行ったところ、法人において改善に向けた取組は行われていたが、平成22年度と比較して件数が減少していないこと、過去の一者応札件数の推移（平成20年度：54件、平成21年度：51件、平成22年度：43件、平成23年度：43件）から改善に向けた取組が十分であると判断できないこと、また、農林水産省の行政事業レビューにおいても、「支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。」の項目の評価が「×」になっていることから、評価結果は「B」のままとする。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (6)透明性の確保</p>	<p>○透明性の確保</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 複数の候補からの選択を要する事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、第三者委員会を設置するなど、適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させる。</p> <p>【年度計画】 複数の候補からの選択を要する事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、民間企業や監査法人からなる第三者委員会を設置するなどにより事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を次年度の事業の選定・実施に適切に反映させる。</p>	<p>◇第三者委員会の設置等、適切な方法による評価の実施等による事業の重点化及び透明性の確保 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 センターの業務は、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査を執行するものであり、複数の候補からの選択を要する性質のものではないが、複数の候補からの選択を要する事業を実施する必要性が生じた場合には、有識者からなる第三者委員会を設置することにより事前・期中・完了後の評価を行うこととしたが、今年度は必要がなかったため設置しなかった。 なお、調査研究に関しては、学識経験者や関係行政機関の有識者等の外部有識者による評価委員会を各業務部門(肥料、農薬、飼料、食品)の調査研究ごとに設置し、技術的助言を受けている。当該年度の研究成果について評価を受けるとともに、次年度以降の調査研究に適切に反映した。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (7) 内部統制の充実・強化</p>	<p>○内部統制の充実・強化</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。 ① 役員会を最高意思決定機関とする法人運営を行うとともに、業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査の実施、マネジメントレビューの実施等PDCAサイクルによる継続的な業務改善活動を推進する。 また、コンプライアンス委員会等での審議結果を踏まえ、役職員の法令遵守を徹底する。</p> <p>【年度計画】 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。 ① 適切な法人運営を行うとともに、継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ア 法人運営に関する重要事項については、原則として毎月開催する役員会で審議・決定し、各</p>	<p>◇役員会を最高意思決定機関とする法人運営、内部監査、マネジメントレビュー等の実施による継続的な業務改善活動の推進、役職員の法令遵守の徹底 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 内部統制の更なる充実・強化を図るため、次の取組を行った。 ① 適切な法人運営を行うとともに継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ア 役員会を毎月開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定をし各部長等に指示を行った。 イ 年度計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において、審議することにより予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行い、その結果についてマネジメントレビュー等で審議し、業務運営の改善に反映させた。 財務・会計については、リスクアプローチにより監査重点項目を抽出するほか、業務監査室職員が直接監査を行う等内部監査（会計監査）の見直しを行った。 なお、職員に対して内部監査員研修を1回（160名）実施した。 さらに、内部監査で抽出した不適合37件に対しては、必要な是正措置を行い、業務の改善を図った。不適合の内容及び改善措置内容等は以下のとおりであった。</p> <p>○基準文書を遵守していない案件（36件） ・記録書類への記載漏れ等（16件） 試験結果を確認した記録に確認者の署名がないものがあった等 （改善措置）記録書類の訂正、規程の再確認、課内会議等での周知徹底及び相互チェック体制の強化 ・定められた様式の未使用（1件） 庁舎内における物品販売において、基準文書に定められた様式と異なる申請書で受理していた （改善措置）規程の再確認、課内会議等での周知徹底、規程の改訂 ・記録書類の不適正な管理（2件） 公印登録簿は整備されていたが、管理者の氏名等が更新されていない等 （改善措置）課内会議等での周知徹底、人事異動等の情報収集、記録書類の保存年数の延長 ・報告・通知の未実施（3件） 品質表示基準品検査の毎月の業務進捗状況について、課長名での報告が行われていない等 （改善措置）事務処理状況に関するチェック体制の強化、進行管理の徹底化、上位者による点検 ・その他（14件） 分析結果の記録方法、訂正方法及び整理方法が適当でない、一部の課にお</p>	<p>A</p>

部署に指示を行う。
イ 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。

ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、内部監査員研修を実施する。

エ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産省独立行政法人評価委員会が行った平成22年度の業務の実績の評価結果等について、理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。

オ 役職員の法令遵守を徹底するため、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。

いて、管理簿を適時点検していなかった等
（改善措置）職員への周知、チェック体制の強化、引継事項の追加、記録管理の徹底、職場巡回の実施
○基準文書の改訂が必要な案件（1件）
地方公共団体の消費者モニターを対象とした施設見学において受け付けた質問を消費者相談として処理していなかった
（改善措置）基準文書の改訂を実施

内部監査実施マニュアルでは重大な不適合をセンターに対する信頼を損なうおそれがある不適合としているが、不適合37件はいずれも軽微な不適合であった。

エ 平成23年度の内部監査及び苦情処理の結果、平成22年度の業務実績の評価等についてマネジメントレビューを実施し抽出された課題への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示を行った。
なお、理事長が行った指示に対する対応状況については品質保証課において取りまとめ、理事長に報告した。

マネジメントレビュー改善指示事項

・中期目標・中期計画に基づく業務の推進について
中期目標・中期計画に即して業務が運営されるよう例年以上の管理をすること。特に中期目標の①効率的な組織体制の確保と適正な要員配置のうち特に専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材育成、②管理部門の簡素化、③自己収入の確保に関しては、早期に着実な成果をあげること。

・行政刷新会議が取りまとめる独立行政法人の見直しについて
平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に示されたFAMICの見直し事項に関しては着実に実施すること。行政刷新会議による独立行政法人の制度・組織の見直し検討に当たっては、結論が得られた際には緊密な連携の下で適切に対応を行うこと。

・内部統制の充実・強化について
内部統制の充実・強化は、独法運営上の要であり、本件に関する事項は不断の見直しを図ること。

内部監査に関しては、業務監査に関して来年度以降は理事長の指示の下で業務監査室が直接監査を行うこととなったことから、この円滑な推進を図るため業務監査室は各部等と調整の上、本年度中に具体的な方策を策定すること。

チェックリストの作成や組織全体での共有化などのシステムの構築と役職員の法令遵守の意識向上を図り、業務監査室は十分なフォローアップを行うこと。

・福島第一原子力発電所の事故に伴う飼料の放射能測定業務等について
放射能測定業務は長期にわたることから、平成24年度に向けては従来業務と放射能測定業務を併せて適切に実施できるよう、要員配置並びに測定支援体制を見直し、永続的な体制を構築すること。

・農薬登録における検査項目の高度化・増加等に対応できるよう、平成24年度以降、適正な要員配置を行うこと。

・門司事務所の廃止・福岡移転について
平成24年度農林水産省予算において移転費用が認められた場合は、本部と福岡センター、門司事務所との間で緊密な連携を保ち、移転検討委員会の下で設計業務、改修工事等の進行管理を円滑に進めること。

・信頼性向上に向けたISO/IEC 17025等への対応について
農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制の構築を進めること。

・分析機器の購入・保守の一層の効率化と会計規程の遵守の徹底を図ること。

オ グループウェアを通じてコンプライアンス・マニュアルについて役職員へ周知徹底を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。また、管理者研修、主任調査官研修、専門調査官等育成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。

またこの他、次の取組を行った。

(7) 平成22年度の業務について監事が理事長のマネジメントを含めた監査を行い、その結果を報告書に取りまとめ理事長に提出した。理事長は、監事監査報告書の指摘についての改善措置等を講じ、その措置状況を整理して監事に報告し、監事は当該報告書を受けて、各指摘事項についての措置状況を確認した。なお、主な監事の指摘及び処置状況は以下のとおりである。

・中期計画及び年度計画の達成状況
（指摘事項）
新たな中期計画及び年度計画の達成に向けて、役職員が使命感と倫理観を持って積極的に行動することが望まれる。

（処置状況）
平成23年度計画の進捗状況については、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う肥飼料等の放射能測定に引き続き最優先で対応しつつ実施しており、必要に応じて業務分担の見直しや適正な進捗管理を行った。

・内部統制の取組について
（指摘事項）
トップのリーダーシップにより、職員に直接、法人のミッションを伝えていくことは、今後も節目節目に必要である。

また、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告等を参考に、内部統制の更なる充実・強化に取り組むことが必要である。
（処置状況）

平成24年4月1日付けで行われる組織改正や、平成23年度内部監査での指摘事項等を踏まえた各業務規程類の改正作業を関係部門と調整しながら順次進めており、平成24年4月1日から施行することとした。

内部監査の実施については、会計監査に続き、業務監査についてもその独立性を確保するため、平成24年度から業務監査室職員が直接監査を実施する体制を整備した。

・契約の状況
(指摘事項)

今後も引き続き、一層の競争性の確保について努力していくことが必要である。

(処置状況)

同種の検査用機器の保守・点検については、従来、各地域センター等で個々に契約していたが、一者応札等の縮減及び経費抑制の観点から、全センター一分を本部で集約のうえ一体的な契約手続きを実施した

また、平成23年10月からは、センターの入札情報を配信登録者に自動配信する「入札情報メールマガジン」を開始し、公告方法の改善を図った。

更に、「入札における公告期間の取扱い等について」(平成23年10月17日付け23消技第2123号)を定め、公告期間の設定基準等について統一化を図った。

(イ) 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成22年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。

(ウ) 理事長自らが、各地域センターへ赴き、中期計画の内容やセンターが果たすべき使命等について、全職員への説明と意見交換を行った。

(エ) 東日本大震災後のセンターにおける対応について検証評価を行った。その結果、平成24年4月の組織改正に併せて(独)農林水産消費安全技術センター防災業務計画を改正し、災害対策本部構成員及び主な分担等について見直しを行うこととした。

【特記事項】

内部監査の結果抽出された不適合及びその是正措置等について、本部の職員からなる業務改善委員会において審議を行うとともにその後の改善措置状況についてマネジメントレビューを実施し、職員への注意喚起並びに改善措置の着実な実施に努めた。さらに、役員会において勤務時間外の交通規則違反等に加え、内部監査結果についてもコンプライアンスの遵守のため審議し、定期的にグループウェアを通じて注意喚起する等周知徹底を図った。なお、平成22年度に策定されたコンプライアンス基本方針に基づき、平成23年度におけるコンプライアンスの推進状況を平成24年度(4月)に開催したコンプライアンス委員会において審議した。

【中期計画】

② 外部有識者から業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた改善に取り組む。

【年度計画】

② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を設置し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。

◇外部有識者からの助言の受け入れによる国民目線を取り入れた改善への取組に基づく改善

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

② 外部の有識者(12名)の参画による「業務運営懇談会」を設置し平成24年2月に開催した。懇談会ではセンターの業務概要、東日本大震災に対するセンターの対応、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針について説明し、外部の有識者からは、今後ともセンターの役割、独立行政法人としての位置付け等、もっと広報していく必要がある等の助言を受けた。外部の有識者から受けた意見は平成24年度に対応方針を立て、対応状況についてフォローアップを行うこととした。

【特記事項】

業務運営懇談会概要

○目的

今後取り組むべき課題等も含め、幅広い視点から関係者の意見を伺う

○外部委員

社団法人 日本農林規格協会 専務理事

伊藤 和敏

全国農業協同組合連合会 肥料農業部長

上園 孝雄

大塚化学株式会社 技術顧問

梅津 憲治

消費科学センター(旧消費科学連合会) 会長

大木 美智子

全国酪農業協同組合連合会 代表理事専務

坂本 壽文

実践女子大学生活科学部 教授

田島 眞

社団法人 日本植物防疫協会 技術顧問

中村 幸二

独立行政法人 農業環境技術研究所 土壌環境研究領域長

西尾 隆

読売新聞東京本社 読者センター幹事

平石 冬樹

独立行政法人 家畜改良センター 理事長

矢野 秀雄

主婦連合会 会長

山根 香織

社団法人 日本広報協会 事務局長

渡邊 昭彦

○開催日時

平成24年2月24日

○主なコメント

A

- ・国際会議の場において日本の規格ができるだけ反映されるよう頑張っていたきたい。
- ・堆肥や腐葉土等の放射線量の推移について引き続き調査をしていただきたい。
- ・放射能や残留農薬などの国民の関心の高い分野における理解の促進のための積極的な広報を行っていただきたい。
- ・センターの農林水産省との関係、役割等、独立行政法人としての位置づけについてもっと広報していく必要がある。
- ・通則法の改定において、単年度毎の目標管理のもとに業務運営を図っていくとのことであるが、調査研究業務で成果をあげるためには長期的な視点や計画が必要になると思うので、単年度毎だと成果をあげていくことが難しくなるのではないかと感じる。このことについて考慮していただきたい。

単位当たりコスト（行政事業レビュー）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
農薬登録検査（円／件）	180,757	206,820	199,524
肥料登録調査（円／件）	64,023	62,780	66,729
飼料立入検査（円／件）	106,359	114,251	119,421
品質表示基準品検査 （円／件）	147,440	152,920	135,401
登録認定機関の定期的調 査業務 （円／件）	1,273,414	1,200,689	1,227,368

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行革事務局決定）に基づき、今後、会費の点検・見直しを行って行く。

一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の抑制について、農林水産省の行政事業レビューにおいて、「単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。」の項目の評価が「×」になっているが、「単位あたりコストについては、申請、指示等に基づくものであるため、年度毎の件数、案件毎の調査項目数や内容、不適正の有無による所要期間の振れなどによりコストが前年度を上回る場合がある」ことから、「やむを得ざる事情があると認められる」と判断できる。

【中期計画】

② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。

ア 専門的・技術的な知見の必要性が低い業務であって、その全部又は一部を外部に委託することにより効率化が図られるものについては、効果を検証しつつ、引き続きアウトソーシングの積極的な導入を推進するとともに、官民競争入札の導入が可能な業務についても検討を行う。

【年度計画】

② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。

ア 次に掲げる業務については、関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。また、官民競争入札の導入が可能な業務についても検討する。
 (ア) アンケート調査表の発送及び回答の集計作業
 (イ) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業
 (ウ) メールマガジンの配信業務
 (エ) 広報誌の編集及び発送作業
 (オ) ホームページの作成・更新

◇アウトソーシングの導入及び官民競争入札の検討

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。

ア 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部の専門業者に委託した方が業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務について積極的にアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。

- ・ JAS規格見直し業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業
- ・ 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業
- ・ メールマガジンの配信管理
- ・ 広報誌の編集及び発送
- ・ ホームページの作成・更新業務
- ・ 技術情報等の翻訳

なお、官民競争入札については、これまでも民間委託を行っていた庁舎管理業務について検討を行ったが、すでに平成23年度から3年間の複数年度契約を締結しているため、平成26年度以降分の契約について、改めて市場化テストのスキームの活用に係る検討を行うこととした。

【特記事項】

業務の効率化を図るため、平成22年度まで実施していた業務以外についてもアウトソーシングの可能性を検討した。

アウトソーシングへの取組状況

平成23年度	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ JAS規格見直し業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ・ 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業 ・ メールマガジンの配信管理 ・ ホームページの作成・更新業務 ・ 広報誌の編集及び発送 ・ 技術情報等の翻訳 	前年度に引き続き実施 同上 同上 同上 同上 前年度実施していた和文英訳に加え英文和訳を実施した。
前年度実施していたJAS製品の検査データの入力及び汚泥肥料等の立入検査関連データの入力については、データ集計方法の見直しに伴い、データ入力作業が不要となったため、アウトソーシングの実施を中止した。	

A

【中期計画】

◇分析機器等の効率的な利用

A

イ 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。

【年度計画】

イ 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務で有効に活用する。また、分析機器の更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準を定め、効果的な保守点検を行う。

【中期計画】

ウ 一般管理費について経費節減の余地がないか厳格な自己評価を行うため、役員及び関係職員からなる委員会を設置して検討・評価し、必要な見直しを行う。

【年度計画】

ウ 役員及び関係職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを行った上で無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

- A：順調に進んでいる
- B：概ね順調に進んでいる
- C：不十分又は問題あり
- D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

イ 分析機器の稼働状況及び管理換え希望の有無について調査を行い、本部横浜事務所で稼働状況が低いとされたホモジナイザーを本部に移設し、不具合が検出されたホモジナイザーの代わりに活用したほか、4件（部分的なものを含む）について分析機器等の有効活用を図った。
分析機器の点検等に係る統一的な基準として、平成23年度分析機器整備・管理方針を定め、これに基づき業者点検を実施することで事務手続き及び経費の両面で効果的な保守点検を行った。

A

◇無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の検討・評価

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

- A：順調に進んでいる
- B：概ね順調に進んでいる
- C：不十分又は問題あり
- D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

ウ 無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について検討を行い、庁舎内における節電の徹底、コピー用紙の再利用等を重点目標として削減に取り組んだ。その結果については、平成23年9月及び平成24年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、評価を行った結果、すべての取組について目標を達成した。

【特記事項】

無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の目標と達成状況

目標	達成状況						
1. 支出の無駄を削減するための取組	透明かつ競争性のある契約手続きを実施するため、契約は原則として一般競争入札等によることとし、仕様書の要件の見直し、公告期間の15日以上確保、メールマガジンによる入札情報の配信等の改善に不断に取り組んだ。						
(1) 透明かつ競争性のある契約手続きを実施する。							
(2) 分析機器の新規購入及び更新について、組織的な方針を定め、新規購入及び更新の必要性を厳しく精査する。また、新規購入及び更新時に保守を一体的に契約することの経済性について検証する。	組織的な方針として、「平成23年度分析機器整備・管理方針」を決定した。また、同方針に基づき、500万円以上の高額分析機器については高額機器選定委員会及び50万円以上500万円未満の一般分析機器については一般機器選定委員会において、新規購入及び更新の必要性を厳しく精査した。 また、新規購入及び更新時に保守を一体的に契約することの経済性について検証した結果、必ずしも支出の削減に結びつかないことが判明したため、保守契約は切り離すこととした。						
(3) 分析機器の効率的な点検を行うため、点検に係る組織的な方針を定め、更新時期の延長等に資する。	組織的な方針として、「平成23年度分析機器整備・管理方針」を決定した。また、同方針に基づき、職員による点検等又は業者による点検等若しくは保守を実施し、更新時期の延長等に資した。						
(4) 同種の役務・物品等の調達に当たっては、複数センター分を一括契約することが可能か検討する。なお、引き続き、報告書等印刷物の部数、仕様書等の見直しを図る。	可能な範囲内で複数センター分を取りまとめ、一括契約を行った。 また、印刷物、製本等については、担当原課と必要性を精査、部数、仕様等を協議の上、外注を行った。 平成22年度と平成23年度の一括契約件数と印刷物及び製本契約件数						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一括契約件数</td> <td>11件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成22年度	一括契約件数	11件	6件
	平成23年度	平成22年度					
一括契約件数	11件	6件					

印刷物及び製本契約件数	20件	20件
-------------	-----	-----

(5) 複写機及びプリンターの使用に当たっては、両面印刷・使用済みコピー用紙の再利用の徹底、コピー用紙の使用枚数を把握し、用紙類の節約を行う。

平成22年度と平成23年度のコピー用紙の使用枚数

	平成23年度	平成22年度
コピー用紙の使用枚数	1,750千枚	2,250千枚

(6) 出張は、パック商品・割引制度の利用推進を図る。

平成22年度と平成23年度のパック商品利用件数

	平成23年度	平成22年度
パック商品利用件数	94件	71件

2. 予算の計画的執行
計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。

予算の執行状況については、10月及び1月の役員会において、その進捗状況を報告するとともに、毎月、各事業予算の執行状況について取りまとめ、原課へ報告により計画的な執行を図っている。
また、執行の結果不用が見込まれる経費については、予算の追加配分時に減額調整し実行予算に反映させた。
なお、平成24年度実行配分については、役員会（平成24年2月20日開催）において決定されたところであり、前年度の決算結果についても反映することとなっている。

3. 職員の意識改革を促進するための取組

政府の節電対策に基づきセンターの計画を策定し実施してきたところであり、夏期における節電目標として、使用最大電力15%減を達成した。
また、冬期においても引き続き節電計画を策定し実施しているところである。

(1) 庁舎内における節電の徹底

平成23年4月にメールで全職員に対し今年度の取組目標を周知した。

(2) 各種会議及び研修等を通じて、本取組目標の周知を図る。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 (9) 人件費の削減等</p>	<p>○人件費の削減等</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 さらに、平成23年度からセンター業務として追加される業務（「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査）による業務量の増加に対しては、人員増とならないように業務の効率化を行うため、必要に応じて業務の実施態勢を見直すとともに、可能な場合は既存の業務を実施する中で併せて行う。</p> <p>【年度計画】 給与水準については、引き続き国家公務員の給与水準を超えないよう努めるとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表する。 また、総人件費についても、業務</p>	<p>◇給与水準の適正化と取組状況の公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>◇総人件費の削減等 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 センターの給与体系は国と同水準を維持しており、平成23年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は98.8であった。 役職員の報酬・給与等については、その基本方針と取組状況について平成22年度分までをホームページにおいて公表した。 人事院勧告に基づき、職員給与と規程を改正し、期末・勤勉手当の支給率の改定、平成23年4月1日における号俸調整を行った。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）（平成24年3月1日施行）に準じて、役員給与については平成24年4月から見直しを行い、職員給与についても法律成立を受けて給与等改定に必要な労使交渉を開始し、平成24年度に対応するべく交渉中である。</p> <p>総人件費については、業務の効率化を図ることにより常勤職員数を平成18年1月1日時点（※）の722名から658名（平成24年1月1日時点）と64名削減することにより、平成17年度と比較して人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与を除く。）を8.4%削減した。 この削減率は、削減率算出の対象外とされた給与改定に伴う削減分に相当する比率△3.2%の補正を行ったものであり、平成23年度における退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与を除く人件費は、4,322百万円で、平成17年度の人件費4,887百万円（旧3法人合計）に対し11.6%の削減であった。</p> <p>※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合計したものである。 平成23年度からセンターの業務として追加された業務については、次の取組を実施し、人員増とならないよう努めた。 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導については、通常行っている立入検査の機会を活用し、普及・指導を実行した。抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、薬剤感受性試験に簡易試験法を採用するなどの取組を行った。</p>	<p>A</p> <p>A</p>

の効率化を図り、人員を削減することにより、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、平成17年度と比較して6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づく政府における総人件費削減の取組を踏まえ、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。

さらに、平成23年度からセンター業務として追加される業務（「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査）による業務量の増加に対しては、業務の効率化を行うため、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより、人員増とならないよう取り組む。

【特記事項】

当該法人の役職員の身分は国家公務員であるが、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」（昭和23年法律第257号）により、当該法人の職員給与については、団体交渉により決定されることとなっている。

給与水準の適正化について、役員給与については、平成24年4月から国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給していたが、職員給与については、職員給与の改定には労働組合との協定を締結する必要があり、役員給与と違い手続きに一定期間を要することから、「やむを得ざる事情があると認められる」と判断できる。

なお、職員給与規程については、人事院勧告の遡及分等以外については、労働組合と協議の終了したため、平成24年5月1日に改正済みであった。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 (1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務</p>	<p>○農業生産資材の安全等の確保に関する業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 4×2点= 8点 合計 8点 (8/8=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、生産業者については品質管理がより必要な事業場に重点化するとともに、事業場の生産実態を踏まえて効率的に実施する。輸入業者については流通経路の把握に努め、在庫のある事業場に重点化し効率的な立入検査を実施する。立入検査の実施に当たっては、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、必要な情報を農林水産省へ提供する。 また、収去品の検査を効率的に実施するため、対象の事業場の品質管理実態を踏まえて、有害成分の検査に重点化するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p> <p>【年度計画】 ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 生産業者については品質管理の実施状況により事業場を区分したリストを整備し、品質管理がより必要な事業場に重点化した対象事業場の選定等、農林水産省の検査計画の策定に資する。 また、輸入業者については流通経路の把握に努め、輸入肥料の検査対象事業場の選定等、国内で生産された肥料と同様に効率的な検査計画に資する。 イ 立入検査を効率的に実施するため、立入検査の実施時期を集中して行う。 ウ 立入検査の結果等から次年度の立入検査実施方針の策定に資するために必要な情報を整理し、農林水産省へ提供する。 エ 収去品の検査を効率的に実施</p>	<p>◇肥料関係業務の重点化・効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、次の取組を行った。 ア 肥料立入検査計画の策定に資するため、生産業者については、品質管理の実施状況により事業場を区分したリストを整備し、品質管理がより必要な事業場に重点化した対象事業場の選定及び検査計画(案)の作成を行い、農林水産省に報告した。また、輸入業者については、効率的な検査計画に資するため、立入検査の際収去した輸入肥料等について調査することにより、流通経路の把握に努め、その結果を取りまとめて農林水産省へ報告した。 イ 立入検査は、月ごとに実施時期を集中し効率的に対応した。 ウ 次年度の立入検査実施方針に資するため、立入検査時に品質管理実態等を調査し、輸入肥料の重金属含有量等の調査（83試料、成分点数289点）を行い、その結果を取りまとめて農林水産省に提供した。 エ 収去品の検査を効率的に実施するため、立入検査の対象事業場の品質管理実態を踏まえて、汚泥肥料については公定規格に定められている有害成分の全項目を実施し、その他の肥料については公定規格でひ素やカドミウムが定められているものは同項目の分析をすべて実施する等、有害成分の検査に重点化した。（分析成分点数1,316点）また、その他保証成分等については、使用している原料や生産工程等に応じて、品質確認に必要な最小限の項目に検査を留めた。</p>	<p>A</p>

<p>するため、立入検査の対象事業場の品質管理実態を踏まえて、有害成分の検査に重点化するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p>		
<p>【中期計画】 ② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化する。 また、集取品の検査に当たっては、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行い、効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】 ② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して実施する。 イ 集取品の検査を効率的に実施するため、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う。</p>	<p>◇農薬関係業務の重点化・効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査について次の取組を行った。 ア 製造場に対する立入検査は、農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して80件実施した。 イ 集取品の検査については、試料調製と分析機器の管理においてチームを作る等効率化を図り、すべての検査項目について実施できたことから、分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う必要はなかった。</p>	A
<p>【中期計画】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、過去の検査結果や国内外における飼料の安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。 また、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく収去品又は集取品の検査は、検査内容に応じて時期を集中して収去品等を集め分析を行うこと等により効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化する。 (7) 牛海綿状脳症の発生の防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等のため、飼料倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等に対する検査 (イ) 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。以下「有</p>	<p>◇飼料及び飼料添加物関係業務の重点化・効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化した。 (7) 飼料安全法に基づく立入検査については、「平成23年度飼料等立入検査等実施方針について（平成23年1月14日付け22消安第7922号農林水産省消費・安全局長通知）」等に基づき、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等を目的としたものに重点化して実施し、飼料倉庫48件、サイロ38件、飼料等製造事業場41件、輸入業者33件の計530件の検査（すべて飼料の安全確保に関する検査）を実施した。 (イ) 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。以下「有害物質混入ガイドライン」という。）に基づく基準書や手順書の整備状況に係る検査については、チェックリスト等を活用することにより395件行った。 イ 収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に基づき、検査内容に応じて各月ごとに集中して実施した。</p>	A

<p>害物質混入防止ガイドライン」という。)に基づく基準書や手順書の検査先における整備状況に係る検査</p> <p>イ 飼料安全法及びペットフード安全法に基づく収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、検査内容に応じて時期を集中して収去品等を集め分析を行う。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、過去の立入検査の結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化するとともに、検査の時期を集中化する等により、効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化して実施する。このため、立入検査の実施に当たっては、農林水産省と十分連携して行う。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、検査の時期を集中して集取品を集め試験を行う。</p>	<p>◇土壤改良資材関係業務の重点化・効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査については、次の取組を行った。</p> <p>ア 農林水産省と連携し、過去5か年間の立入検査結果を踏まえ、立入検査28件のうち、表示が不適切な製造業者12件及び新規業者3件を対象とする等検査の重点化を行った。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、立入検査は、月ごとに時期を集中して実施した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 (2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p>	<p>○農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務は、過去のJAS法違反の傾向等を踏まえて監視対象を重点化するとともに、食品表示の真正性を確認するための科学的に基づく検査（以下「科学的検査」という。）については、農林水産省の指示の下で特定の時期に特定の品目を計画的に買い上げ、これを集中的に分析すること等により効率的に行う。 なお、食品表示監視業務の科学的検査については、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、各センター等間における業務量の変化に対応して適正な人員配置を行う。</p> <p>【年度計画】 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務については、次の取組を行う。 ア 監視対象品目の重点化及び食品表示の真正性を確認するための科学的に基づく検査（以下「科学的検査」という。）の効率化を図るため、次の取組を行う。 (7) 過去にJAS法に基づく指示が行われた品目や検査で不適合の割合が高かった品目について重点的に検査を実施する。 (4) 特定の時期に特定の品目を計画的に買い上げ、集中的に分析するため、科学的検査の実施時期等に関する年間計画を策定する。 (5) 科学的検査の計画及び実施に当たっては、農林水産省が行う調査との連携をより強化する。 イ 食品表示監視業務の科学的検査</p>	<p>◇食品表示の監視業務の重点化・効率化等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務については、業務処理量等に応じた人員配置の変更を行うとともに、次の取組を行った。 ア 監視対象品目の重点化及び食品表示の真正性を確認するための科学的に基づく検査（以下「科学的検査」という。）の効率化を図るため、次の取組を行った。 (7) 過去にJAS法に基づく指示が行われたり、検査で不適合の割合の高かった品目等に重点化し3,240件実施した。 (4) 表示偽装の起こりやすい国産品の端境期や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による夏季の電力不足等を考慮し、集中的に分析を行うために科学的検査の実施時期等に関する年間計画を策定した。 (5) 農政局地域センター等と以下の連携調査を実施し、連携を強化した。 ・農政局地域センター等が実施する表示状況調査に合わせて、センターが検査品を買い上げ、科学的検査を実施した。 ・農政局地域センター等の中間流通業者・加工業者への調査にセンターが同行し、現地で検査品をサンプリングし、科学的検査を行った。 イ 食品表示監視業務の科学的検査について、処理件数等全体の業務量に大きな変化はなかったが、センター等間の人員配置については、検査件数に加えて1件当たりの業務量が通常の検査とDNA分析等高度な検査とでは大きく異なること等も勘案して、本部、仙台センター、神戸センターを各1名減員、横浜センター、名古屋センターを各1名増員、全体で1名減員して配置の適正化を図った。</p> <p>【特記事項】 人員配置の見直しについては、センター等間で検査件数に加えて1件当たりの業務量が通常の検査とDNA分析等高度な検査とでは大きく異なること等も勘案した人員配置を行い、年度途中においても想定した要員配置が適正かどうか判断するため、役員会等で業務の進捗状況の確認を行うなど適正な要員配置に努めた。</p>	<p>A</p>

査について、処理件数等の業務量に大きな変化が生じた場合は、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、人員配置の見直しを行う。

【中期計画】

② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に基づいて業務を推進し、調査手順書等の基準文書よりの確かつ効率的に実施する。

また、定期的調査に当たっては、前年度の定期的調査で不適合が見られた登録認定機関について、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及び当該登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査を重点化する。

【年度計画】

② 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行う。

ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査を「ISO/IEC 17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下、「ISO/IEC 17011」という。）に基づいて適切に実施するため、次により行う。

(7) 必要に応じて関係する基準文書の見直しを行うとともに、調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行う。

(4) 定期的調査は、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。

イ 定期的調査に当たっては、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及び当該登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査の重点化を図るため、平成22年度の定期的調査等で不適合が見られた登録認定機関について、それぞれ通常の件数の1.2倍程度の件数を行う。

◇登録認定機関の調査業務の重点化・効率化

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

② 登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ）の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については次の取組を行った。

ア 登録認定機関の登録及びその更新に係る調査並びに定期的調査をISO/IEC 17011に基づき適切に実施するため、次により行った。

(7) 調査手順の改善、調査実態に合わせた手順の修正及び内部監査指摘事項等に対応するため、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査細則」等の改正を行った。

また、ISO/IEC 17011に基づく業務執行体制を維持するため、調査員内部研修により調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。

(4) 定期的調査に係る事業所調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により認定業務が適切に行われているかを確認するための現場に立ち会って行う調査（以下「立会調査」という。）及びJAS製品の検査（以下「格付品検査」という。）の進捗状況を把握し、計画的に実施した。

定期的調査は、125機関144事業所（うち、登録外国認定機関26機関26事業所）を対象として、立会調査及び格付品検査と連動し1回実施した。

イ 平成22年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関（有機農産物等）にあつては、認定業務実施方法に係る不適合が認められた登録認定機関については、原則として不適合が認められなかった場合の件数の1.2倍程度の立会調査を実施した。（実施件数264件/通常の調査件数213件）

平成22年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関（有機農産物等）にあつては、認定業務実施方法に係る不適合が認められた登録認定機関に重点化し、それぞれ通常の件数の1.2倍程度の立会調査（実施件数264件/通常の調査件数213件）及び格付品検査（実施件数435件/通常の検査件数359件）を実施した。

A

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 (3) 調査研究業務</p>	<p>○調査研究業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、次の課題に重点化を図り、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。</p> <p>① 肥料の検査等に関する調査研究 ア 肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題 イ 肥料の分析法の開発及び改良 ウ 肥料の有効性及び安全の確保に必要な課題</p> <p>② 農薬の検査等に関する調査研究 ア 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題 イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究 ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良 イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良 ウ 抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査 エ 飼料等の安全確保に必要な課題</p> <p>④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究 ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良 イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良 ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良</p> <p>【年度計画】</p>	<p>◇調査研究課題の重点化 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 調査研究46課題を実施し、このうち43課題は重点課題であり全体の93%であった。</p> <p>① 肥料の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は10課題であり、すべて、重点課題であった。 ア 肥料の分析法にクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する調査研究を次のとおり実施した。 (7) 農林水産省が策定するクライテリアアプローチ導入ガイドライン（仮称）の検討に資する科学的データを得るため、以下について、性能規準（真度、定量下限及び検出下限等）及び妥当性の確認（室間再現精度等）の試験を行った。 ・窒素全量試験法（硫酸法）（平成23年度終了） ・りん酸試験法（バナドモリブデン酸アンモニウム法）（平成23年度終了） ・可溶性りん酸試験法（バナドモリブデン酸アンモニウム法）（平成23年度終了） ・加里試験法（原子吸光測光法）（平成23年度終了） ・加里試験法（テトラフェニルホウ酸ナトリウム重量法）（平成23年度終了） (4) 汚泥肥料中の有害重金属に関する試験法の性能規準及び妥当性の確認の調査のため既報告分の試験結果を整理した。 ・ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛試験法（原子吸光測光法及びICP発光分光法）（平成23年度終了） イ 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究を次のとおり実施した。 (7) イオンクロマトグラフ法により硫酸アンモニア中の有害成分（硫酸化物及びスルファミン酸）の分析法の検討を行った。（平成23年度終了） (4) HPLC法により石灰窒素中のメラミンの分析法の検討を行った。（平成23年度終了） ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究を次のとおり実施した。 (7) 汚泥肥料の運用によるカドミウムの土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にカブを用いて、データの蓄積を行った。（平成24年度継続） (4) 肥料認証標準物質A、B及びCの開発として、長期安定性試験を行い、認証成分の安定性を確認した。その結果、これらの認証標準物質について、有効期限の延長を行った。また、外部有識者5名からなる調製部会を開催して、次期肥料認証標準物質の調製方針を検討した。（平成23年度終了）</p> <p>② 農薬の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。 実施した調査研究課題は次の4課題であり、このうち3課題が重点課題であった。</p>	<p>A</p>

レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、調査研究業務については、次の課題に重点化し、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。

① 肥料の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。

ア 肥料の分析法にクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する調査研究

(7) 農林水産省が策定するクライテリアアプローチ導入ガイドライン（仮称）の検討に資する科学的データを得るための試験

(4) 汚泥肥料中の有害金属に関する試験法の性能規準の検討

イ 肥料の分析法の開発及び改良

(7) 肥料中の有害成分（硫黄酸化物）の分析法

(4) 肥料中のメラミンの分析法

ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

(7) 汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積及び作物への吸収試験

(4) 肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な肥料認証標準物質の開発

② 農薬の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。

ア 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題

(7) 農薬の河川一次生産者（水生植物）に対する環境影響評価手法の高度化の検討

イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題

(7) 農薬の後作物残留の予測診断に関する基礎的検討

(4) 農耕地からの農薬流出に関する調査研究

③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。

ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良

(7) カビ毒の分析法

(4) 残留農薬の分析法

イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良

(7) カビ毒の分析法

(4) 残留農薬の分析法

ウ 農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査・解析

④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究については、次の課題を実施する。

ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良生鮮食品（生しいたけ、シジミ等）の原産地の判別技術

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良加工食品（小麦加工品、海苔加工品等）の原料の原産地の判別技術

ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良リア

ア OECDの農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題

(7) OECDテストガイドラインNo. 221（ウキクサ生長阻害試験）に関するスクリーニング試験としてミジンコウキクサを使用した生長阻害試験法を開発した。また、当該テストガイドラインの試験条件を参考に水生シダ植物を用いた生長阻害試験の検討を行い、サンショウモ成体を用いた生長阻害試験法を開発した。（平成24年度継続。日本雑草学会第51回大会において発表。SETAC Asia Pacific 2012において発表予定。）

イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題

(7) 農薬の後作物に対する残留リスクの予測及び低減技術の開発に資するための基礎的な知見を得るために、農薬の土壌吸着試験を行い、土壌吸着試験における試験溶液の塩濃度やpH等が土壌吸着性に及ぼす影響を調査した。〔共同研究〕（H24年度継続。日本農業学会第37回大会で農業環境技術研究所の共同研究者が発表。6th SETAC World Congress / SETACEurope 2 2nd Annual Meetingで発表済み。）

(4) 農薬の後作物に対する残留リスクの予測に資するため、土壌中農薬動態予測モデルで土壌中予測濃度（土壌PEC）を算定する手法の開発を進めた。また平成23年度は、予測モデルのプロトタイプを作成した。〔共同研究〕（平成24年度継続）

(7) 重点課題のほか、農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題として、「農業生産現場で生産者自らが使える農薬残留判定技術の開発」に取り組み、簡易な農薬残留判定技術（イムノクロマトグラフィーやELISA法等）の普及に資するため、有機溶媒が不要な水抽出法について検討を行った。（平成23年度終了）

③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究課題は11課題であり、このうち重点課題は9課題であった。

ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良を次のとおり行い、飼料分析基準一部改正案を農林水産省に報告し、分析基準に収載される予定である。

(7) カビ毒

・飼料中のかび毒の一斉定量法への分析対象化合物の追加の検討（7成分）（平成23年度終了）

(4) 残留農薬

・稲わら中のクロチアニジン等の同時定量法の開発（3成分）（平成23年度終了）

・稲わら中のカルバリル等の同時定量法の開発（9成分）（平成23年度終了）

(7) 重点課題のほか次のとおり分析基準に関する試験法の開発を行った。

・脱脂粉乳中のクロラムフェニコールの定量法の開発（1成分）（平成23年度終了）

・飼料中のサルモネラ主要血清型の迅速同定法の開発（7血清型）〔共同研究〕（平成24年度継続）

イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良として次のとおり行い、理事長通知として検査法に収載する予定である。

(7) カビ毒

・愛玩動物用飼料（ドライ及びセミドライ製品）中のデオキシニバレノールの定量法の開発（1成分）（平成23年度終了）

・愛玩動物用飼料（ドライ、セミドライ及びウェット製品）中のオクラトキシンAの定量法の開発（1成分）（平成23年度終了）

(4) 残留農薬

・愛玩動物用飼料（ウェット製品）中の有機塩素系農薬の同時定量法の開発（16成分）（平成23年度終了）

・愛玩動物用飼料中の含リンアミノ酸系農薬の同時定量法の開発（3成分）（平成23年度終了）

ウ 我が国の家畜衛生分野における薬剤耐性モニタリング体制（JVARM）に基づき、農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査として、家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釈法により薬剤感受性試験を行った。〔共同研究〕（平成24年度継続）

なお、調査結果は家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜産安全管理課、動物衛生課発行）に掲載する予定である。

エ その他飼料等の安全確保に必要な課題

放射能簡易測定法としてNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いてスクリーニングレベルの検討を行った。（平成23年度終了）

④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は21課題であり、課題すべて、重点課題であった。

ア 生鮮食品については、次のとおり11課題実施した。

(7) 元素分析による生しいたけの原産国判別法の開発

3元素濃度を変数とした栽培法判別モデルによって、国産原木栽培品、国産及び中国産菌床栽培品の99%が正しく判別され、別の3元素濃度を変数とした産地判別モデルによって、国産菌床栽培品の87%、中国産菌床栽培品の88%が正しく判別された。両判別モデルを利用したマニュアル案を作成した。また、日本食品科学工学会第58回大会で口頭発表した。（平成23年度終了）

(4) 元素分析によるマツタケの原産国判別法の開発

国産試料と中国産試料の元素濃度を測定し、有意差が認められた11元素を利用し、主成分分析を行った。その結果、国産品、中国産品は群を形成し、線形判別分析等の解析により産地判別は可能と考えられた。（平成24年度継続）

(7) DNA分析によるマツタケの原産国判別法のマニュアル化

国産品、中国産品、韓国産品及び北朝鮮産品について、森林総合研究所等

ルタイムPCR装置による新たな定性分析法の遺伝子組換え農産物を主な原材料とする加工食品への適用の検討

- で開発されたPCR法を用いて分析を実施し、国産品と中国産品の概ね85%が正しく判別され、マツタケのどの部位でも分析が可能であることを確認した。(平成24年度継続)
- (E) 原産国判別マニュアルの判定方法の見直し
ゴボウ、カボチャ及びタマネギについて、現行の元素分析による判別マニュアルの解析及び判定基準の見直しを行った。その結果、カボチャのうち、国産、メキシコ産及びタマネギについては、従来法と比較して擬陽性率を引き下げつつ十分な感度を保つことが可能であることを確認した。また、第5回表示・起源分析技術研究懇談会で口頭発表した。(平成24年度継続)
- (F) ストロンチウム安定同位体比分析によるゴボウ及びシヨウガ産地判別法の開発〔共同研究〕
ストロンチウム安定同位体比による産地判別法を検討し、ゴボウ、シヨウガともに国産品と中国産品の判別が可能であることを確認した。また、日本食生活学会第43回大会で口頭発表した。(平成23年度終了)
- (G) 安定同位体比分析による豚肉の産地判別法の検討
国産、米国産、カナダ産及びデンマーク産の豚肉について安定同位体比分析で検討したところ酸素安定同位体比を用いた分析において、国産品とカナダ産品が判別できる可能性が示唆された。(平成23年度終了)
- (H) 元素分析によるシジミの原産地判別法の開発〔共同研究〕
日本の主要産地とロシア産のシジミを判別する方法を検討した結果、日本の主要産地で98.4%、ロシア産で92.2%が正しく判別され、生育域が汽水域か淡水域かを判別する方法ではそれぞれ100%正しく判別された。マニュアル案と配付用均一試料を作成し、事前運用試験を実施した。また、平成23年度日本水産学会秋季大会で口頭発表した。(平成23年度終了)
- (I) DNA分析によるシジミの原産地判別法の開発〔共同研究〕
国産とロシア産のシジミを判別するために、DNAの塩基配列を解析した結果、制限酵素Mfe IとAcc Iで切断される地域特異的な塩基配列が見つかった。制限酵素が異なる2種類の分析法を開発し、検討を行った結果、制限酵素Mfe Iを用いた方法で国産99.2%が正しく判別された。(平成24年度継続)
- (J) 塩基配列決定法による種推定の検討
魚介類10種のミトコンドリアDNAのチトクロムb及びCO Iについて現行マニュアルに基づいて解析できるか確認した。また、きのこ類17種の核DNAの18S rRNA~28S rRNA及びRubisCo領域を解析するためのプライマーを用い、分析可能な条件を確認した。また、豆類5種についてRubisCo領域のプライマーによる分析が可能であることを確認した。以上の結果、魚介類、きのこ類及び豆類の解析法について現行のシーケンスマニュアルに追加可能となった。(平成23年度終了)
- (K) 可視・近赤外分光分析法による解凍魚判別法の検討
(独) 水産総合研究センターから技術移転を受けた可視・近赤外分光分析法による解凍・非凍結判別法について再現性、測定条件等を確認した。表示監視業務に活用するためにマニュアル案を作成し、それに基づく事前運用試験を行い、「可視-近赤外分光分析法によるサンマの凍結履歴判別マニュアル」を制定した。(平成23年度終了)
- (L) 脂肪酸分析による養殖魚判別法の検討〔共同研究〕
(独) 水産総合研究センターから技術移転を受けたアユ天然・養殖判別法について、表示監視業務に活用するための検討を行い、確認試験を実施した。その結果、粗脂肪の抽出法を改良することにより活用可能であることを確認し、アユ天然・養殖判別マニュアル案を作成した。(平成24年度継続)
- イ 加工食品については、次のとおり9課題実施した。
- (7) 近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法の検討
市販品「乾めん」を棒状試料の状態での近赤外分光法による簡易・迅速測定を検討した結果、市販品「乾めん」のそば粉混合割合を近赤外分光法により推定することが可能であり、簡易・迅速な検査方法のマニュアル案を作成した。(平成23年度終了)
- (I) 炭素安定同位体比分析を用いた米酢の原材料判別の検討(事前運用試験)
本判別法について試料の前処理方法の検討を行い試料の欠損を軽減した採取方法を開発し、マニュアル案を作成した。本部、神戸センターの2試験室による事前運用試験を実施し、その結果、マニュアル案が使用可能であることを確認した。(平成23年度終了)
- (J) 輸入小麦を使用した小麦加工品の判別対象の拡大
うどん類及びパン類について、DNA分析を用いた外国産小麦の使用の有無を判定する基準値の設定を検討し、事前運用試験を実施した。その結果、分析機器間の差等の分析条件により蛍光強度値がばらつくため、一律的な判定基準の設定は適当ではないことが判明し、判定基準の設定から市販品分析まで同一の条件下で実施する手法により、市販品検査に活用した。また、日本食生活学会第43回大会で口頭発表した。(平成24年度継続)
- (E) イソマルトース分析による果実飲料の異性化液糖の検出の検討(事前運用試験)
当初は、本判別法のマニュアル化と事前運用試験を行う予定であったが、対象果実種の選定の結果、現行マニュアルと比較して、増える品目が「洋なし」のみであった等の理由からマニュアルではなく手順書の作成とし、事前運用試験は中止した。(平成23年度終了)
- (F) 元素分析及び安定同位体比分析によるはちみつの原産国判別の検討〔共同研究〕
はちみつの原産国判別について元素分析及び安定同位体比分析により検討を行った結果、アカシヤはちみつについて、本年度測定した元素の濃度及び安定同位体比では十分な判別能力で国産と外国産を判別することがで

きなかった。(平成24年度継続)

(カ) 安定同位体比分析によるウナギ加工品の産地判別法の検討〔共同研究〕
国産、中国産及び台湾産のウナギ加工品の炭素、窒素及び酸素安定同位体比の分析データから、国産と中国産を判別するモデルを構築したところ、国産96%、中国産88%が正しく判別された。また、日本食品科学工学会第58回大会において口頭発表した。(平成24年度継続)

(キ) 元素分析及びストロンチウム同位体比分析によるウナギ加工品の産地判別法の開発〔共同研究〕

肉間骨の採取量を増やすように採取方法を改良し、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法を検討した結果、元素分析による国産と中国産のウナギ加工品の原料原産地については国産99%、中国産94%が正しく判別されたが元素分析とストロンチウム安定同位体比分析の組み合わせによる判別については判別精度の向上は認められなかった。(平成23年度終了)

(ク) DNA分析によるコンブ属の種判別法の検討

コンブ各種の塩基配列情報から、断片化されたDNAでも分析可能なプライマーを設計し分析条件の再検討を行った。さらに、プライマーの改変を行い、再検討した分析法を迅速に実施できるようになったが、「こんぶ巻」等の加工度の高い加工品の分析は困難であった。素干しこんぶを対象とした分析法についてはマニュアル案として取りまとめた。(平成24年度継続)

(ケ) DNA分析による海苔の原産国判別法のマニュアル化〔共同研究〕

(独) 水産総合研究センターから技術移転を受けた判別法について表示監視業務に活用できるよう検討を行い、制限酵素をMsp I からFspB I へ変更した方法で分析を行った結果、国産は100%正しく判別された。(平成24年度継続)

ウ 遺伝子組換え食品については、次のとおり1課題実施した。

(7) 農産物加工品からの遺伝子組換え体の定性分析技術の検討〔共同研究〕

リアルタイムPCR装置を用いた定性分析法の加工食品への適用性について検討した。その結果、トウモロコシ加工品、ダイズ加工品及びバレイショ加工品等についてリアルタイムPCR装置による定性分析法を適用していくことが可能であることが示唆された。(平成23年度終了)

評価項目	達成状況	評価														
<p>第1-2 (4) 情報提供業務</p>	<p>○情報提供業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>														
<p>【中期計画】 相談窓口業務については、センターの専門性を生かして、企業等からの技術的な相談のみに対応し、消費者相談専用電話の廃止により相談業務を縮減する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。 また、センターが主催する講習会等については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、重点化する。 なお、相談業務の縮減に係る人員については、他部門への異動等により適切に対応する。</p> <p>【年度計画】 相談業務の縮減及びセンターが主催する講習会の重点化のため、次の取組を行う。 ① 相談窓口業務は、農業生産資材及び食品等に関する企業等からの技術的な相談に対して、センターの専門的・技術的知見を活用して的確に対応する。 ② 消費者相談専用電話を廃止する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環としてこれまでどおり適切に対応する。 ③ センターが主催する講習会は、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化する。 ④ 相談業務の人員の縮減については、他部門への異動等により適切に対応する。</p>	<p>◇情報提供業務の重点化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 相談窓口業務においては、企業等からの肥料、飼料、農薬食品表示等に関する相談17,137件に対応した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・肥料</td> <td>5,820件</td> </tr> <tr> <td>・農薬</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>・飼料及び飼料添加物</td> <td>1,075件</td> </tr> <tr> <td>・愛玩動物用飼料</td> <td>201件</td> </tr> <tr> <td>・土壌改良資材</td> <td>254件</td> </tr> <tr> <td>・食品</td> <td>9,668件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,137件</td> </tr> </table> <p>② 東日本大震災の発生に伴う相談の増加に対応するため、年度当初に廃止することとしていた消費者相談専用電話の利用を6月末まで延長した。また、消費者からの相談については、食品表示110番及び事業者用の相談電話を通じ720件(うち震災関係の相談139件)に対応した。 ③ センターが主催する講習会については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し31回開催した。 ④ 消費者相談業務等の情報提供業務に従事している職員について、他の部門への異動等により10名削減した。</p> <p>【特記事項】 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、想定される消費者相談電話の廃止による業務量縮減を勘案した配置換えを行い、年度途中においても想定した要員配置が適正かどうか判断するため、役員会等で業務の進捗状況の確認を行うなど適正な要員配置に努めた。なお、震災の影響で廃止時期のずれが発生したが、廃止時期の延長に対しては他の職員等の応援等により適切に対応した。</p>	・肥料	5,820件	・農薬	119件	・飼料及び飼料添加物	1,075件	・愛玩動物用飼料	201件	・土壌改良資材	254件	・食品	9,668件	計	17,137件	<p>A</p>
・肥料	5,820件															
・農薬	119件															
・飼料及び飼料添加物	1,075件															
・愛玩動物用飼料	201件															
・土壌改良資材	254件															
・食品	9,668件															
計	17,137件															

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 (5) 関係機関との連携</p>	<p>○関係機関との連携</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。 なお、国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p> <p>【年度計画】 ① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行う。 ア 表示監視業務において、各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に参画する。 イ 表示監視業務において、都道府県が行う食品表示の科学的検査又は調査への協力要請又は技術支援等の要請があった場合は、可能な限り応じる。</p>	<p>◇関係機関と効果的連携体制の構築 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行った。 ア 各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に、各1回以上、計97回参画した。 イ 都道府県の表示監視部門及び警察からの協力要請に応じて科学的検査を124件実施した。また、都道府県からの要請により、20件(24事業所)の立入検査等に協力するとともに、調査で入手した33件の製品等について科学的検査を行った。</p>	<p>A</p>
<p>② 国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p>◇国民生活センターとの協定に基づいた対応 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>② (独)国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づき、当センターが分析対応する必要がある事案はなかった。なお、国センとの協定(平成20年3月3日締結)に基づき当センターの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(1回)、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用、消費者事故情報の国センへの提供等の連携を図った。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-1 (1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p>	<p>○食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えて、検査等業務に関する知見やノウハウを結集して的確・迅速に対応するため、想定される課題に係る専門的・技術的分野に対応できる職員や、必要な分析機器の設置状況等を常に把握しておく。 また、具体的な要請があった場合には、必要な調査、分析又は検査を機動的かつ迅速に実施し、その結果を速やかに報告するため、最優先で組織的に取り組む。</p> <p>【年度計画】 ① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。 ア 調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を整理し、必要に応じた分析方法、データを効率的に検索できる体制を維持する。 イ 緊急の要請があった場合等には、必要に応じてプロジェクトチームを設置する等により、他の業務に優先して、調査、分析又は検査等の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 ウ 緊急の要請への対応マニュアルに基づき、連絡体制、専門的知見を有する職員及び分析機器の登録・更新を行うとともに、必要に応じて対応マニュアルの</p>	<p>◇農林水産大臣の要請への対応体制の整備等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。 ア 要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベース化した。 イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について以下の対応を行った。 (7) 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、平成22年度末にプロジェクトチームを設置し、飼料作物の放射能汚染の状況に関する緊急モニタリング調査、牛ふんたい肥や土壌改良資材の調査、飼料工場におけるモニタリング等、飼料等については1,099件、たい肥等については5,752件の測定を行った。放射能測定に際しては、使い捨て作業服、防塵マスク、ゴーグル、手袋等の着用を義務づけるとともに、作業の前後にGMサーベイメーターを使用し、職員の被爆線量の測定等を行う等職員の安全と健康管理に留意した。 (イ) 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県と連携しつつ、エンドファイト毒素による中毒が疑われる事例の原因究明のため、給与した飼料の分析結果(8件、24点)を都道府県及び農林水産省に23業務日以内に報告した。 ウ リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」、同規程に基づき緊急時における指示・連絡体制等を定めた「緊急調査分析実施マニュアル」について見直し、組織改編に伴う連絡体制等の変更を行った。また、同マニュアルに基づき、食中毒及び環境汚染等の食品事故、組換えDNAの検出等に伴う風評被害の発生及び表示の虚偽等特定の事項に係る消費者相談の急増等、想定される項目を整理し、その内容に応じた分析技術等を有する職員(56名)及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS及びリアルタイムPCR等)の登録・更新を行った。</p>	<p>A</p>

<p>見直しを行う。</p> <p>【中期計画】 ② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、食品等検査部門において「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17025」という。)に基づく品質保証体制を構築する。</p> <p>【年度計画】 ② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、センター本部の微量物質検査課を技術管理部門として、同課が行う分析業務について「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17025」という。)に基づく品質保証体制の構築に向け、対象とする分析項目及び品質マニュアル等の検討を行う。</p>	<p>◇ISO/IEC17025に基づく品質保証体制の構築 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② ISO/IEC 17025試験所認定について、現在取得している「大豆及び大豆加工品の遺伝子組換えDNAの定性分析試験」に加え、食品中の有害物質の調査分析を対象としたISO/IEC 17025試験所認定取得に向け、センター本部の微量物質検査課を技術管理部門としてプロジェクトチームを設置し、試験対象と試験方法について検討した。その結果、試験対象を小麦粉のデオキシバレノール及びニバレノールとし、試験方法を飼料分析基準のかび毒の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による一斉分析による方法とすることとした。 また試験業務品質マニュアル及びそれに基づく各種手順書等の素案を作成するとともに、不確かさの推定方法について検討した。</p> <p>【特記事項】 ISO/IEC 17025試験所認定に基づく品質保証体制の構築に向けたスケジュール 平成23年度 ・食品中の有害物質の調査分析を対象としたISO/IEC 17025試験所認定取得に向け、試験対象と試験方法について検討 ・試験業務品質マニュアル及びそれに基づく各種手順書等の素案を作成 平成24年度 ・品質マニュアル等の基準文書の整備・運用 ・ISO/IEC 17025試験所認定の申請</p>	<p>A</p>
--	---	----------

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-1 (2) 情報提供業務の的確な実施</p>	<p>○情報提供業務の的確な実施</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 3×2点= 6点 合計 6点 (6/6=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 事業者等からの相談や依頼による講習等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、センターが検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して適切な情報を提供する。 また、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、農業生産資材、食品の成分、原材料等の品質及び表示に関する正しい理解を促進する観点から、検査等業務により得られた情報をわかりやすく提供する。</p> <p>【年度計画】 ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行う。 ア 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善を行う。 イ 事業者等からの依頼による講習等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。 ウ ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を迅速に提供する。 エ 食品安全委員会等のリスク評価機関の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して迅速に提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 オ 広報誌を3回以上発行する。 カ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回程度</p>	<p>◇専門的・技術的な知見を活用したわかりやすい情報発信 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア 受け付けた相談を整理し、重要な事例8件を「企業相談事例集」に追加掲載し、相談対応マニュアルの改善を行った。 イ 顧客満足度が高かった講習会で使用したテキストのデータベース化を12件、更新を4件行った。(データベース化されたテキスト等57件) ウ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質等に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物、土壌改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等をホームページに掲載した。 (更新回数 244回、アクセス回数 671,756回) [ホームページの主な掲載内容] ・行政情報(報道発表、パブリックコメント情報、JAS規格、食品表示等) ・食に関わる情報(Q&A、相談事例、個別リスク情報、国際規格関係情報、キッズページ、相談窓口等) ・食品等検査関係情報(調査研究報告、分析マニュアル、事業者の取組等) ・OIEコラボレーティング・センターとしての活動(輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果及び概要(英語版)、分析法(英語版)、ハザードカード(英語版)の掲載、飼料研究報告の掲載情報(要旨の英訳版)等) ・肥飼料検査関係情報(各種申請手続き、検査結果の公表等) ・農薬検査関係情報(登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請関係、GLP適合確認申請等) ・センター情報(行事情報、刊行物等) ・公表事項(独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等)) エ メールマガジンを毎月3回以上、合計49回(延べ配信数292,075通)配信した。 [メールマガジンの主な掲載内容] ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・行政情報(報道発表、パブリックコメント情報等) ・行事情報 オ 広報誌「新・大きな目小さな目」を3回(毎回5,900部)発行し、地方公共団体等に配布した。 [広報誌の主な掲載内容] ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・表示のQ&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス カ 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を毎月1回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、必要な見直しを行った。</p>	<p>A</p>

開催する。

【中期計画】

② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催又は講師の派遣を行う。

このうち、飼料製造管理者認定講習会を2年に1回以上開催するとともに、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」(平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。)及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を開催する。

【年度計画】

② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行う。

ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。

イ 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。

ウ 都道府県等の職員に対し、肥料分析技術講習会を1回以上開催する。

エ 立入検査において改善指導等を受けた事業者に対し、肥料品質改善講習会を1回以上開催する。

オ 飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、必要に応じ開催する。

カ 有害物質混入防止ガイドライン及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を併せて6回以上開催する。

キ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。

【中期計画】

③ 事業者等からの依頼による講習、センターが主催する講習会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。

なお、顧客満足度が3.5未満であった場合には、その原因を究明し改善処置を講じる。

◇事業者、検査機関、都道府県等に対する法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催等

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。

ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回(参加者383名)開催した。

イ 地方公共団体や事業者等から依頼を受けて行う講習会に135回(参加者7,098名)役職員を講師として派遣するとともに事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を72回派遣した。

ウ 都道府県の職員に対し、肥料分析技術講習会を2回(参加者6名)開催した。

エ 立入検査において改善指導等を受けた事業者に対し、肥料品質改善講習会を1回(参加者16名)開催した。

オ 受講希望者調査を実施し、その結果をもとに飼料製造管理者資格取得講習会を1回(参加者88名)を開催した。

カ 飼料製造業者等を対象として、有害物質混入防止ガイドライン及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を12回(参加者903名)開催した。

キ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回(参加者157名)及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を1回(参加者12名)開催した。

A

◇依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善(顧客満足度：3.5以上)

S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた

A：目標値に対して、100%以上の達成度合

B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合

C：目標値に対して、70%未満の達成度合

D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

③ 提供情報的的確性、わかりやすさ等の向上に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務ごとの顧客満足度(5段階評価)の平均値は、次のとおりいずれも3.5以上であった。

A

<p>【年度計画】</p> <p>③ 事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣、センターが主催する講習会や研修会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法（講習会等で使用したテキスト等を含む。）についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣 4.7 ・センターが主催する講習会や研修会 3.9 ・ホームページ 3.8 ・メールマガジン 3.8 ・広報誌 3.9 <p>なお、個別には3.5を下回った案件が1件あったことからアンケート調査で把握した意見や要望をもとに原因究明を行い事前準備の徹底等の改善措置を講じた。</p> <p>【特記事項】</p> <p>3.5を下回った1件の講習会に関する受講者からの要望と改善措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査で把握した意見及び要望の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会の内容を初めて知る人にもわかるような説明 ・話し方（ゆっくり、大きな声） 2. 要望に対する改善措置 <ul style="list-style-type: none"> ・時間配分を工夫し、分かりやすい説明を行う。 ・受講者に十分に聞こえるような工夫を行う。 3. 改善措置の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・要望及び改善措置について職員に対し周知徹底を行うとともに、以降の講習会においてアンケート調査等を通じ、改善措置の実施状況について確認を行った。
--	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-1 (3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p>	<p>○検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 3×2点= 6点 合計 6点 (6/6=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025又は優良試験所規範（以下「GLP」という。）の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築する。</p> <p>【年度計画】 ① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行う。 また、センターとして統一された考え方による品質保証体制を構築するための方策を検討する。 ア 肥料の検査・分析については、次の取組を行う。 (7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行う。なお、担当部長をトップマネジメントとし、その管理状況を検証する。 (イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。 イ 農薬の検査・分析については、次の取組を行う。 (7) 集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行う。 (イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。 ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析については、次の取組を行う。 (7) GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施する。 (イ) 基準文書を、必要に応じて</p>	<p>◇検査等業務に係る品質保証体制の構築 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。また、センターとして統一された考え方による品質保証体制を構築するため、分析試験等を実施している各部署における検査・分析の実施状況を把握するとともに、分析試験等の信頼性確保に関する重要事項を審議する委員会の設置等、品質保証体制の構築に向けた基本的な方針について検討を行った。 ア 肥料の検査・分析については、次の取組を行った。 (7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験品質システムマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 (イ) 基準文書のうち内部監査手順書、外部精度管理手順書の見直しを行い、改正を行った。 イ 農薬の検査・分析については、次の取組を行った。 (7) 集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行った。 (イ) 基準文書を見直しをする必要がなかった。 ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析については、次の取組を行った。 (7) GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等信頼性確保委員会を開催し、査察等の検証を行った。 (イ) 飼料等試験業務の信頼性確保に関する規程の改正に伴い、基準文書である信頼性保証プログラム、試験責任者の業務等7本の標準操作手順書の改正を行った。 エ 食品等の検査・分析については、次の取組を行った。 (7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、基準文書に基づく分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認の実施を改めて関係部署に周知し、さらなる業務管理を図った。 内部精度管理は、各部署において個別の分析業務の目的等に応じて行っているところであるが、内部精度管理指針を改正し関係部署に周知することとさらなる技術管理を図るとともに、外部機関が主催する技能試験（11回）に検査分析に携わる職員（延べ60名）を参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果を得られなかった一部の試験所については原因究明を行い、是正処置を実施した。 (イ) 分析試験業務に関する基準文書（食品等に関する分析試験業務管理規程及びこれに基づく管理マニュアル・管理指針）を見直し必要な改正を行った。</p>	<p>A</p>

<p>見直す。</p> <p>エ 食品等の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(7) ISO/IEC 17025の考え方に従い、作業手順書等の基準文書に基づく必要な記録の励行と確認、個別の分析業務の目的等に応じた内部精度管理の実施及び外部技能試験への参加等により、業務管理及び技術管理を行う。</p> <p>(4) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、ISO/IEC 17011に基づく登録認定機関の調査や、農業登録検査への海外資料の直接活用、その他検査等業務的的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行う。</p> <p>ア 職員の技術的水準の向上を計画的に推進するため、研修企画委員会を設置し、職員技術研修中期計画を策定して計画的に研修を行うとともに、必要に応じて当該計画の見直しを行う。</p> <p>イ 職員の技術力の向上を図るため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作等に関する研修を行う。</p> <p>ウ 分析の精度管理に関する技術力向上のため、ISO/IEC 17025に関する研修等を受講させる。</p> <p>エ ISO/IEC 17011に基づく登録認定機関の調査を適切に遂行するため、ISO/IEC 17011等に関する内部研修を実施するとともに、ISO9000品質マネジメントシステム審査員研修コースを受講させる。</p> <p>オ 農業登録検査における海外資料の直接活用を図るための研修等を実施する。</p>	<p>◇検査等業務的的確な遂行に必要な研修の計画的な実施</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行った。</p> <p>ア 策定した職員技術研修中期計画に基づき、検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を向上させるための研修を次のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析研修 42回（162名） ・業務研修 40回（317名） <p>また、研修企画委員会を開催し、職員技術研修中期計画において資格取得研修のうち実施する必要がなくなった内部監査員研修を削除するための改正を行った。</p> <p>イ 遺伝子組換え食品の検査技術等の先進的な分析技術に関する研修を2回（4名）、LC/MS等の高度な分析機器の操作等に関する研修を28回（53名）行った。</p> <p>ウ 外部機関が主催するISO/IEC 17025内部監査員研修に5名の職員を受講させ、計45名の有資格者を確保した。</p> <p>エ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修を、新たに対象となった職員及び前回の受講から2年を過ぎた職員等を対象に計2回（20名）実施し、登録認定機関に対する技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査を補佐する職員として対象となった職員等に対し調査員補内部研修を4回（8名）実施し、調査技術の維持・向上を図った。</p> <p>また、ISO9000審査員研修コースに4名の職員を受講させ、計60名の有資格者を確保した。</p> <p>オ 農業登録検査における海外資料の直接活用を図るため、学術論文読解英語研修を1回（27名）実施した。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
第2-1 (4) 調査研究業務の充実	<p>○調査研究業務の充実</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A
<p>【中期計画】 調査研究業務の充実を図るため、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行い、調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関との共同試験等を行う。 また、調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等により公表するとともに、検査分析手法のマニュアル化等を行う。</p> <p>【年度計画】 調査研究業務の充実を図るため、次の取組を行う。 ① 必要性の高い調査研究課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、関係規程に基づき外部の有識者を含めた委員会を開催する。 ② 調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関等との共同試験等を行う。 ③ 調査研究の成果を積極的に公表するため、公開発表会を1回以上開催するとともに、調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布する。 ④ 調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、関係学会誌への論文投稿等を行うとともに、農林水産省関係部局への報告、検査・分析マニュアルの作成等を行う。</p>	<p>◇外部有識者を含めた委員会の開催、必要に応じた共同試験等の実施等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 調査研究業務の充実を図るため、次の取組を行った。 ① 肥料、農薬、飼料及び食品の各分野において、それぞれ外部の有識者を含めた委員会を開催し、平成23年度の調査結果の評価及び平成24年度の調査研究課題の選定等を行った。 ② (独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所に職員2名を駐在させるとともに、大学及び試験研究機関等との共同研究を13課題実施する等の技術交流を行うことにより、検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図った。 ③ 研究成果について公開調査研究発表会を開催した。 なお、調査研究発表会は肥料、農薬、飼料及び食品の各分野合同で行い、「元素分析によるサトイモの原産国判別法の開発」、「超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置による乾しいたけの原産国判別法の開発」、「土壌を経由した後作物への農薬の付着・吸収に関する調査」及び「飼料中の動物由来DNA検出法におけるRFLPを用いた確認試験法の開発」等9課題について発表した。(外部からの参加者29名) また、調査研究報告書を各分野ごとに作成し、関係機関へ配布した。 ④ 調査研究の成果を検査等に迅速に活用するため、関係学会誌へ論文を7報投稿するとともに、農林水産省への報告、検査・分析マニュアルの作成等を行った。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
第2-1 (5) 情報セキュリティ対策の推進	<p>○情報セキュリティ対策の推進</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A
<p>【中期計画】 ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)の下でセンターにおける情報セキュリティガバナンスの体制を維持するとともに、情報セキュリティに関する計画の策定、当該計画に基づく実績の評価と改善等を行う。 また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備するため、連絡担当者、連絡方法等について定期的な確認等を行う。</p> <p>【年度計画】 ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行う。 ア 情報統括責任者(CIO)及び最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指導の下で情報セキュリティ対策や情報システムのあり方を検討し、必要な改善を行う。 イ センターのIT事情に応じた情報セキュリティに関する計画を策定するため、セキュリティ管理に関する調査を実施する。 ウ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との実効性のある連絡体制を整備するため、連絡担当者、連絡方法等について確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する。</p>	<p>◇センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策の構築 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行った。 ア 情報統括責任者(CIO)及び最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指導の下、業務・システム最適化推進委員会を開催し、各種情報システムを取組状況、情報セキュリティの取組状況等について報告を行った。また、庁舎外で使用するパーソナルコンピューターの管理ルールを策定するとともに、センターのメールアドレスを詐称したメールの送信を防止するための設定を行った。 イ 平成23年度の情報セキュリティに関する計画に基づいてパーソナルコンピューター等のセキュリティ対策を計画的に進めるため、ネットワークに接続されているすべての機器の把握とソフト等の内容の調査を実施し、その結果を業務・システム最適化推進委員会に諮り、平成24年度の情報セキュリティに関する計画に反映させた。 ウ 実効性のある連絡体制とするため従前のセンター情報セキュリティ緊急連絡体制を平日勤務時間内と休日・夜間に分けて整備し、各地域センターに周知するとともに農林水産省へ報告した。</p> <p>【特記事項】 平成23年度の情報セキュリティに関する計画の概要 ・中期目標に掲げられた情報セキュリティ対策として、庁舎外で使用するパーソナルコンピューターの管理ルールの策定、メールアドレスを詐称したメールの送信を防止するための設定、緊急連絡体制の整備を行う。 ・情報セキュリティの教育訓練について、教育訓練計画に基づき実施する。</p>	A
<p>【中期計画】 ② 情報セキュリティ対策を推進す</p>	<p>◇情報セキュリティに関する教育訓練の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p>	A

<p>る上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、教育訓練計画を作成し、当該計画に基づき教育訓練を実施する。</p>	<p>A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 情報セキュリティに関する役職員の意識の向上を図るために、作成した教育訓練計画に基づき新規採用者、情報セキュリティ担当者・連絡調整員及び役職員に対する教育訓練を実施した。</p>	
---	--	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 (1) 肥料関係業務</p>	<p>○肥料関係業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 6×2点=12点 合計 12点 (12/12=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ① 肥料の登録等申請に係る調査は、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、登録調査手引書の利用により質の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 ① 肥料の登録等申請に係る調査については、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。 ア 登録申請業者に対してホームページに掲載した登録申請の手引書の活用を促進するとともに、公定規格（肥料の種類）の解説の作成等により利便性を向上させ、また、これらについて最新情報となるように見直し、改訂を行う。 イ 登録調査に当たっては、登録調査手引書を活用し、安全に係る項目の迅速な調査を行う。</p>	<p>◇肥料の登録等申請に係る調査結果の報告期間（20業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 登録申請に係る調査については、1,163件実施し、すべて20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 ア 登録申請業者からの相談に対しホームページに掲載している登録申請の手引書を利用して説明を行うなど、手引書の活用の促進を図った。また、ホームページに公定規格（肥料の種類）の解説を掲載し、利用者への利便性の向上を図った。さらに、ホームページについては、最新情報となるよう、随時改訂を行った。 イ 登録調査に当たっては、登録調査手引書を活用するとともに、随時見直しを実施し、登録相談時から植書試験調査書の記載方法を具体的に説明する等により安全に係る項目についての迅速な調査を実施した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、計画的な肥効試験を実施し原則として1年以内に試験結果を取りまとめて、農林水産大臣に報告する。</p> <p>【年度計画】 ② 仮登録肥料に係る肥効試験については、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。 ア 施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験を実施する。 イ 外部の有識者を含めた肥料評価検討会を開催し、その評価結果を踏まえて試験結果を取りまとめる。</p>	<p>◇仮登録肥料に係る肥効試験結果の報告期間（1年以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 平成22年度に仮登録された1件の肥効試験について、次の取組を実施し、1年以内に試験結果を農林水産大臣に報告した。 ア 仮登録肥料について、C/N比等が同等の普通肥料を対照として、2種類の土壌を用いたポット試験を行った。 イ 外部の有識者5名を含めた肥料評価検討会を書面で開催し、評価結果を踏まえて試験結果を取りまとめ農林水産大臣に報告した。なお、本件については農林水産省よりデータ追加の要請があったため、平成24年度も継続して実施することとなった。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適</p>	<p>◇肥料取締法に基づく立入検査結果の報告期間（36業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた</p>	<p>A</p>

<p>正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>③ 肥料取締法に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、立入検査実施方針に基づき、立入検査の結果は適正に評価を行い、評価結果は速やかに検査事業場に通知するとともに、品質管理等に改善を要する事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。</p> <p>イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、肥料の安全を確保するため有害成分を優先的に分析するとともに、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>③ 肥料取締法に基づく立入検査については、404件を実施し、すべて36業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、平成23年度肥料立入検査実施方針に基づき、各検査事業場の品質管理について評価シートを利用した評価を行い、評価結果を速やかに各検査事業場に通知した。また、評価結果において、品質管理に改善を要する事項が認められた事業場（26件）、その他肥料取締法の遵守事項に不備が認められた事業場（9件）に対して、技術的助言を行った。</p> <p>イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、平成23年度肥料立入検査実施方針に基づき、業務の進行管理を適切に行った。収去品365件の分析・鑑定に当たっては、すべて①人畜に有害な成分（ひ素、カドミウム、水銀及び鉛）、②その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、③その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行った。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。</p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>◇肥料原料用の肉骨粉等に係る検査と適合する製造事業場の公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料に対して、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場（3事業場）すべてについて、製造基準適合確認検査を実施し、検査結果の概要に適否を付して農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（44事業場）に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>⑤ 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。</p> <p>ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」について、普及・指導するため、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(7) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」についての講習会の開催、立入検査時等における内容の説明等</p> <p>(イ) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の実施状況等を調査し改良点等の抽出</p> <p>【年度計画】</p> <p>⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行う。</p> <p>ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、次の取組を行う。</p>	<p>◇「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。</p> <p>ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、次の取組を実施した。</p> <p>(7) 汚泥肥料生産業者に対して「肥料品質管理実務者講習会」を各地域センター毎に実施（参加者151名）するとともに、汚泥肥料生産事業場への立入検査（277件）時に、品質管理等の普及・指導を行った。</p> <p>(イ) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を用いた品質管理状況について、汚泥肥料生産事業場への立入検査時に調査するとともに、「肥料品質管理実務者講習会」でアンケート調査を行い、手引書の改良点の抽出を行った。</p> <p>また、農林水産省の要請により、平成22年度汚泥肥料の試料分析委託事業（農林水産省委託事業）の成果から、ひ素、水銀、ニッケル、クロム及び鉛についての手引書における自主管理基準値を解析し、提示した。</p>

<p>(7) 汚泥肥料生産業者に対する講習会を各地域センター毎に実施するとともに、汚泥肥料生産事業場への立入検査時における品質管理等の普及・指導を行う。</p> <p>(1) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を用いた品質管理の実施状況等を立入検査や生産業者に対する講習会等を通じて調査し、手引書の改良点等の抽出を行う。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。</p> <p>(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報</p> <p>(1) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報</p> <p>【年度計画】</p> <p>イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。</p> <p>(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報</p> <p>(1) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報</p>	<p>◇未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理を行い、農林水産省に報告した。</p> <p>(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報として、i 生産業者等からの照会及び回答、ii 肥料の公定規格改正の要望及び対処案を取りまとめ報告した。</p> <p>(1) 事業場における品質管理向上を目的としたガイドラインの作成に資するため、肥料生産に関する情報として、汚泥肥料以外の肥料生産事業場における品質管理を評価するシートを作成し、試行を行った結果を取りまとめ報告した。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価																		
第2-2 (2) 農薬関係業務	<p>○農薬関係業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 7×2点=14点 合計 14点 (14/14=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	A																		
<p>【中期計画】 ① 農薬の登録検査 ア 農薬の登録申請に係る検査については、農薬の安全性の向上のために改定したテストガイドラインに基づいて新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加している中で、検査精度の維持を図りつつ、以下の期間内に農薬登録検査等を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まれないものとする。 ・ 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内 ・ 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p> <p>【年度計画】 ① 農薬の登録検査については、次の取組を行う。 ア 農薬の登録申請に係る検査については、以下の期間内に農薬登録検査等を実施し、農林水産大臣に結果を報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まれないものとする。 (7) 農薬取締法第3条第1項第4</p>	<p>◇農薬の登録検査結果の報告期間（基準の設定が必要な農薬：1年4ヶ月以内それぞれ以外：10.5ヶ月以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 農薬の登録検査については、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る検査業務の進行管理については、毎月2回検査進行管理表を更新し、各検査担当課が検査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3ヶ月毎に検査進行状況の定期点検を行った。 平成23年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,635件の検査指示があった。 このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は594件であった。平成23年度内に農林水産大臣に報告した133件はすべて目標期間である1年4か月以内に報告した。 また、基準の設定が不要な農薬の検査指示は2,041件であった。平成23年度内に報告した1,358件はすべて目標期間である10.5か月以内に報告した。</p> <p style="text-align: center;">表1 平23年度における目標期間の達成状況</p> <table border="1" data-bbox="614 1512 1268 1646"> <thead> <tr> <th></th> <th>指示件数 (注1)</th> <th>検査完了 件数</th> <th>目標期間 達成件数</th> <th>目標期間 達成率</th> <th>目標期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準必要</td> <td>594</td> <td>133</td> <td>133</td> <td>100%</td> <td>16か月</td> </tr> <tr> <td>基準不要</td> <td>2,041</td> <td>1,358</td> <td>1,358</td> <td>100%</td> <td>10.5か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 平成23年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で検査が継続しているものの合計。 注2) 対検査完了件数比。</p>		指示件数 (注1)	検査完了 件数	目標期間 達成件数	目標期間 達成率	目標期間	基準必要	594	133	133	100%	16か月	基準不要	2,041	1,358	1,358	100%	10.5か月	A
	指示件数 (注1)	検査完了 件数	目標期間 達成件数	目標期間 達成率	目標期間															
基準必要	594	133	133	100%	16か月															
基準不要	2,041	1,358	1,358	100%	10.5か月															

<p>号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p>		
<p>【中期計画】 イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。</p> <p>【年度計画】 イ 農薬の検査結果に係る報告書を順次公表する。</p>	<p>◇農薬の登録申請に係る検査結果の報告 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 農薬の検査結果に係る報告書の公表については、農林水産省との協議により当初はセンターが単独で作成し公表することとなっていたことから、年度内の公表に向けて、農林水産省とスケジュールを確認しながら作業を進めて報告書を作成した。しかし、報告書の完成後に農林水産省による方針の変更により、作成・公表主体を農林水産省とセンターとの共同で行うこととなり、公表の予定は平成24年度とされた。</p> <p>【要因分析】 実績からの評価結果は「B」であることから、要因分析を行ったところ、年度途中における農林水産省による方針変更のため報告書の作成及び公表が平成24年度となっていることから、「やむを得ざる事情があると認められる」と判断し、評価結果を「A」とする。</p>	A
<p>【中期計画】 ② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>【年度計画】 ② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を、以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>◇農薬取締法に基づく立入検査結果の報告期間（25業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い80製造場に対して適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 80製造場に対する立入検査の結果については、すべての検査で目標期間である立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。</p> <p>【年度計画】 イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。</p>	<p>◇農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間（60業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬は23点であった。集取品の分析結果について、年度内に目標期間である集取後60業務日以内に報告した点数は4点であった。 なお、残り19点については年度末に近い集取であったため、報告は24年度に行う予定である。</p>	A
<p>【中期計画】 ③ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。</p> <p>【年度計画】 ③ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する</p>	<p>◇GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間（30業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ③ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察は23件であった。 査察の結果について、年度内に目標期間である査察終了後30業務日以内に</p>	A

<p>め、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>報告した件数は21件であった。 なお、残り2件については年度末に近い査察であったため、報告は平成24年度に行う予定である。</p>	
<p>【中期計画】 イ OECDによる新たなテストガイドラインの策定やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の国際会議において、技術的知見に基づき我が国の意見が反映されるように支援するとともに、国際会議の結果を我が国の農薬登録検査に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。</p> <p>【年度計画】 イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、本年度に開催が予定されている国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行う。 (7) OECD GLP作業部会については、職員を出席させ、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。 (イ) OECD農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行う。 なお、国際会議の結果を受け、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行う。</p>	<p>◇技術的知見の国際会議等への反映とその結果の活用 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行った。 (7) OECD GLP作業部会については、専門家として登録した職員1名を第25回会合に出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。 (イ) 農林水産省の依頼により、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)から提示された「JMPRで評価される農薬」の使用方法等に関する情報について、我が国の登録内容に基づき取りまとめて報告する等技術的知見に基づき支援を行った。 なお、国際会議の結果については、農林水産省で開催された報告会を踏まえ、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行った。 さらに、農林水産省の要請を受け、OECD農薬作業部会リスク削減ステアリング会合及びIPMワークショップに職員1名が出席し、プレゼンテーションを行った。</p>	A
<p>【中期計画】 ④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下で的確かつ迅速に実施する。</p> <p>【年度計画】 ④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行う。 ア 農林水産省の実施計画に基づき、農産物中の残留農薬の分析を実施するとともに、その結果を農林水産省へ迅速に報告する。 イ 農産物の収穫時期、分析対象農薬がそれぞれ異なる中で調査分析業務を迅速かつ効率的に実施するため、必要に応じて、分析を行う地域センター等間で調査試料の集約化、平準化等を行う。</p>	<p>◇農産物中の農薬の残留状況に関する調査分析の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行った。 ア 農林水産省の実施計画に基づき、以下の農産物について残留農薬の分析を行い、分析結果は農林水産省へ迅速に報告した。 野菜・果実： 1,039件 米： 51件 麦： 50件 大豆： 50件 イ 月別の業務量を平準化し、業務の効率化を図るため、分析要員の教育訓練及び分析の効率化のための試験を実施するとともに、技能試験等の実施時期を可能な限り調整した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価										
<p>第2-2 (3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p>	<p>○飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 14 × 2点 = 28点 合計 28点 (28/28 = 100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>										
<p>【中期計画】 ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。</p> <p>【年度計画】 ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行う。 ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料等の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。</p>	<p>◇基準・企画、検討資料の妥当性調査の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。 ア 農林水産省の依頼により、穀類における放射性セシウム濃度の算出のための加工係数設定の根拠とするため、小麦・ふすま・玄米・米ぬか等179件について放射性セシウムの測定を実施した。</p>	<p>A</p>										
<p>【中期計画】 イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの他、飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査は、過去の検査結果や国内外における飼料安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、モニタリング検査の延べサンプル数を年度計画に定めて実施する。 モニタリング検査の結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表する。</p> <p>【年度計画】 イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」(平成22年12月22</p>	<p>◇有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査の実施と公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定モニタリング検査については、次のとおり実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査</td> <td>228点</td> </tr> <tr> <td>・有害物質の基準適合検査</td> <td>1,925点</td> </tr> <tr> <td>・病原微生物の基準・規格適合検査</td> <td>267点</td> </tr> <tr> <td>・肉骨粉等の分析・鑑定</td> <td>451点</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,871点</td> </tr> </table> <p>モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。</p>	・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	228点	・有害物質の基準適合検査	1,925点	・病原微生物の基準・規格適合検査	267点	・肉骨粉等の分析・鑑定	451点	計	2,871点	<p>A</p>
・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	228点											
・有害物質の基準適合検査	1,925点											
・病原微生物の基準・規格適合検査	267点											
・肉骨粉等の分析・鑑定	451点											
計	2,871点											

<p>日公表)に基づく年次計画(以下「サーベイランス・モニタリング計画」という。)により実施するもの並びに飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定を延べサンプル点数として1580点実施する。</p> <p>モニタリング検査の結果を事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。</p> <p>また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精度の管理等について技術的指導を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に処理するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要に応じて検査技術・検定精度の管理等について技術的指導を行う。</p> <p>ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査を1回実施するほか、必要に応じて調査を実施する。</p> <p>イ 登録検定機関を対象とした共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認する。</p>	<p>◇飼料添加物の検定及び表示の処理期間(20業務日以内)</p> <p>S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた</p> <p>A: 目標値に対して、90%以上の達成度合</p> <p>B: 目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合</p> <p>C: 目標値に対して、50%未満の達成度合</p> <p>D: 目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>◇登録検定機関に対する調査・技術的指導(共同試験)の実施(それぞれ毎事業年度1回)</p> <p>S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた</p> <p>A: 目標値に対して、100%以上の達成度合</p> <p>B: 目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合</p> <p>C: 目標値に対して、70%未満の達成度合</p> <p>D: 目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料添加物について、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を行い、申請216件(うち不合格1件を含む)について受理した日から20業務日以内にすべて処理を行った。</p> <p>なお、飼料に係る申請はなかった。</p> <p>また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。</p> <p>ア 検定実績のある登録検定機関6機関(12事業所)に対する調査を各事業所1回実施した。</p> <p>イ 登録検定機関7機関(13事業所)を対象として共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。そのうち、3機関(3事業所)に対して技術的指導を実施した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する調査、指導等を実施する。</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行う。</p> <p>ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼</p>	<p>◇飼料及び飼料添加物の製造設備等の検査並びに技術的指導の実施</p> <p>S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A: 順調に進んでいる</p> <p>B: 概ね順調に進んでいる</p> <p>C: 不十分又は問題あり</p> <p>D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。</p> <p>ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等について、有害物質又は病原微生物に係る検査2,192件、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入防止に係る検査451件及び抗菌性物質に関する基準・規格に係る検査228件を行い、管理の高度化に係る技術的指導を行った。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例は認められなかった。</p> <p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して6回発信した。その他、</p>	<p>A</p>

<p>料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p> <p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p>	<p>平成23年6月に中国産コーングルテンミールからデオキシニバレノール及びゼアラレノンが高濃度で検出されたことが判明したことから、即日に情報発信する等、農林水産省の指示の下、関連業者に緊急の情報発信を2回行った。</p>	
<p>【中期計画】 イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく申請に応じて、抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>【年度計画】 イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、当該標準処理期間内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>◇抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、申請72件に対して適切な進行管理を行うことにより、すべて標準処理期間（50業務日）以内に処理を行った。</p>	A
<p>【中期計画】 ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p> <p>【年度計画】 ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p>	<p>◇動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査及び結果の公表 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等として、次に掲げる業務を実施した。 a 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場175箇所について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた製造事業場11箇所をホームページに公表した。 b 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場121箇所における管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた輸入業者2業者をホームページに公表した。 c ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を44箇所に対して実施し、製造基準に適合すると認められた事業場44箇所をホームページに公表した。</p>	A
<p>【中期計画】 エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間をそれぞれ50業務日及び40業務日とし、当該標準処理期間内に検査を終了する。</p> <p>【年度計画】 エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国</p>	<p>◇特定飼料等製造業者等の登録等の申請に係る検査期間（特定飼料製造業者：50業務日以内、規格設定飼料製造業者：40業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請があった2件について、50業務日以内に検査を終了した。 なお、規格設定飼料製造業者の登録等の申請はなかった。</p>	A

<p>規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、中期計画で定めた標準処理期間である50業務日及び40業務日以内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>		
<p>【中期計画】 オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>【年度計画】 オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の輸出先国の製造基準等に適合するかの確認、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」(平成21年3月6日付け20消安第11555号・20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長及び生産局長通知)に基づき確認等の検査を実施する。</p>	<p>◇輸出する飼料等の検査等の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 オ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を31件実施した。またエコフィード認証制度に係る確認等の検査3件を実施した。</p>	A
<p>【中期計画】 ④ 飼料安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>【年度計画】 ④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>◇飼料安全法に基づく立入検査結果の報告期間(25業務日以内) S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査530件について25業務日以内にすべて報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を20業務日とし、試験が終了した日から15業務日以内</p> <p>【年度計画】 イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、中期計画で定めた20業務日以内に分析・鑑定試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から15業務日以内</p>	<p>◇飼料安全法に基づく収去品の試験結果の報告期間(分析・鑑定試験の終了：20業務日以内、報告：試験終了から15業務日以内) S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ 飼料安全法の収去品の試験は、中期計画で定めた20業務日以内に802件すべて終了した。 また、収去品の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内にすべて報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 ⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内</p> <p>【年度計画】 ⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業</p>	<p>◇ペットフード安全法に基づく立入検査及び質問の結果の報告期間(30業務日以内) S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、進行管理を適切に行い、立入検査67件について30業務日以内にすべて報告した。</p>	A

<p>務の進行管理を適切に行う。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内</p>		
<p>【中期計画】 イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を30業務日とし、試験が終了した日から20業務日以内</p> <p>【年度計画】 イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、中期計画で定めた30業務日以内に分析・鑑定試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内</p>	<p>◇ペットフード安全法に基づく集取品の試験結果の報告期間（分析・鑑定試験の終了：30業務日以内、報告：試験終了から20業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 イ ペットフード安全法の集取品の試験は、中期計画で定めた30業務日以内に38点すべて終了した。また、集取品の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内にすべて報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 ⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のための情報の提供・共有 イ 要請に応じて、海外からの研修生の受入や海外への専門家の派遣 ウ 毎年度の活動に関する報告書の作成・OIEへの提出</p> <p>【年度計画】 ⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 イ OIEの要請に従い、OIEの活動に対する科学的知識や技術的支援のために、海外からの研修生の受入や、海外への専門家派遣等の国際協力を行う。 ウ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を作成し、OIEへ報告する。</p>	<p>◇国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとしての取組 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ⑥ OIEコラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。 ア OIEコラボレーティング・センターとしての活動（平成22年度の輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果及び概要（英語版）、分析法（英語版）、ハザードカード（英語版）の掲載、飼料研究報告の掲載情報（要旨の英訳版）等の情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行った。 イ OIEの要請がなかったことから、海外からの研修生受入や専門家派遣は実施しなかった。 ウ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を作成し、OIEへ報告した。</p>	A

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 (4) 土壌改良資材関係業務</p>	<p>○土壌改良資材関係業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>【年度計画】 地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。 また、検査の結果は速やかに検査事業場に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。</p>	<p>◇地力増進法に基づく立入検査結果の報告期間（30業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を適正に28件実施し、集取品19件の試験については、月ごとに集中して本部で試験を実施し、検査項目に応じてまとめて分析することにより迅速化を図り、業務の進行管理を適切に実施することにより、すべての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。 VA菌根菌資材について集取はなかった。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価																																																
<p>第2-3 (1) 食品表示の監視業務</p>	<p>○食品表示の監視業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>																																																
<p>【中期計画】 ① DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等の食品表示の科学的検査を、農林水産省と調整の上、毎事業年度6,000件以上行う。 検査の結果、不適正表示が認められた場合には、速やかに農林水産省関係部局に情報を回付する。また、農林水産大臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。</p> <p>【年度計画】 ① 食品表示の科学的検査については、6,000件以上の検査を適切に実施することとし、その中で次の取組を行う。 ア 食品の産地表示に関する検査は、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して、900件以上行う。 イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して、300件以上行う。 なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲において原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。 ウ 事業者間取引における食品表示の監視は、農林水産省が行う調査との連携をより強化して行う。</p>	<p>◇食品表示の科学的検査の実施 (6,000件以上) S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、70%未満の達成度合 D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 食品表示の監視業務については、次の取組を行いつつ、科学的検査を生鮮食品1,148件、加工食品4,979件、合計6,127件実施した。 その結果、生鮮食品65件、加工食品73件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。 ア 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,784件実施した。(生鮮食品919件、加工食品865件) その結果、生鮮食品60件、加工食品37件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。</p> <p>表2 食品の産地表示に関する検査件数</p> <table border="1" data-bbox="683 1413 1241 2018"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生鮮食品</td> <td>919</td> </tr> <tr> <td>黒大豆</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>ネギ</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>タマネギ</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>カボチャ</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>さといも</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>マグロ</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>アサリ</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>シジミ</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>マサバ</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>アジ</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>加工食品</td> <td>865</td> </tr> <tr> <td>乾しいたけ</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>梅漬物</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>野菜冷凍食品 (さといも)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>アジ・サバ加工品</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>うなぎ加工品</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>マダコ</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>塩蔵わかめ</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>コンブ</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>うどん</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>いりさや落花生</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,784</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して396件実施した。(生鮮食品53件、加工食品343件)</p>	品 目	件 数	生鮮食品	919	黒大豆	40	ネギ	105	タマネギ	105	カボチャ	98	さといも	100	マグロ	300	アサリ	72	シジミ	88	マサバ	3	アジ	8	加工食品	865	乾しいたけ	151	梅漬物	21	野菜冷凍食品 (さといも)	10	アジ・サバ加工品	150	うなぎ加工品	202	マダコ	92	塩蔵わかめ	94	コンブ	45	うどん	60	いりさや落花生	40	合 計	1,784	<p>A</p>
品 目	件 数																																																	
生鮮食品	919																																																	
黒大豆	40																																																	
ネギ	105																																																	
タマネギ	105																																																	
カボチャ	98																																																	
さといも	100																																																	
マグロ	300																																																	
アサリ	72																																																	
シジミ	88																																																	
マサバ	3																																																	
アジ	8																																																	
加工食品	865																																																	
乾しいたけ	151																																																	
梅漬物	21																																																	
野菜冷凍食品 (さといも)	10																																																	
アジ・サバ加工品	150																																																	
うなぎ加工品	202																																																	
マダコ	92																																																	
塩蔵わかめ	94																																																	
コンブ	45																																																	
うどん	60																																																	
いりさや落花生	40																																																	
合 計	1,784																																																	

	<p>検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等74件（生鮮食品3件、加工食品71件）のうち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を67件行うとともに、可能な範囲で原料農産物入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行った。以上の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。</p> <p>なお、現地調査の際に入手した製品等の検査結果であるため、改めて検査を行う必要がなかったもの3件、産地疑義のため農林水産省へ情報回付したもの1件、調査継続中のもの3件の計7件については、分別生産流通管理の実施状況等の調査を実施しなかった。</p> <p>ウ 事業者間取引における食品表示の監視について、農政局地域センター等との連携調査において、136件（生鮮食品77件、加工食品59件）を入手し、検査を実施した。</p> <p>また、表示内容に疑義があったため行った立入検査等において加工食品18件を入手し、検査を実施した。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>② 食品表示110番を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>② 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、手順書に従い速やかに農林水産省へ回付する。</p> <p>また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>◇食品表示110番を通じて寄せられる情報の関係部局への回付</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。</p> <p>A：順調に進んでいる</p> <p>B：概ね順調に進んでいる</p> <p>C：不十分又は問題あり</p> <p>D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>② 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報159件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局等へ通報する等、迅速かつ的確に対応した。</p> <p>また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番の情報提供に基づく立入検査等を4件（5事業所）実施したほか、農林水産省からの食品表示110番の情報提供に基づく依頼分析を53件、その他の疑義情報に係る依頼分析を22件実施した。</p> <p>違法なJASマーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番等の情報提供に基づく立入検査等を9件（14事業所）実施した。なお、農林水産省から違法なJASマーク表示に係る調査及び分析の依頼はなかった。</p>	A

評価項目	達成状況	評価																				
<p>第2-3 (2) 登録認定機関等に対する調査等の業務</p>	<p>○登録認定機関等に対する調査等の業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 3×2点= 6点 合計 6点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>																				
<p>【中期計画】 ① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査は、ISO/IEC 17011に基づいて適切に実施するため実務経験に応じて資格を付与した調査員が行い、登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査にあっては農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。 また、調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省関係部局へ報告し連携して適切な対応をとる。</p> <p>【年度計画】 ① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行う。 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査は、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進捗管理を適切に行う。ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。 イ 調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告し、連携して適切に対応する。 ウ 登録認定機関に対する調査をISO/IEC 17011に基づいて適切に実施するため、ISO/IEC 17011等に関する内部研修等により、調査員としての資格要件を</p>	<p>◇登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査結果の報告期間（27業務日以内） S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行った。 ア 登録認定機関の登録及びその更新時における調査（以下「技術上の調査」という。）を表3のとおり実施し、平成23年度に調査が終了した登録認定機関の登録調査5件及び登録の更新時における調査9件について、27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 なお、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成23年度に調査が終了した390件すべてについて農林水産省消費・安全局表示・規格課長の調査依頼から27業務日以内に報告した。</p> <p style="text-align: center;">表3 技術上の調査終了件数</p> <table border="1" data-bbox="587 1480 1294 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>更新</th> <th>変更</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録認定機関</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>328</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>登録外国認定機関</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>62</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>390</td> <td>404</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 調査したすべての案件について、登録認定機関の登録基準への適合性が確認された。 ウ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修を、2回（20名）実施し、調査員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査員補内部研修を4回（8名）実施し、調査技術の維持、向上を図った。 また、調査実態に合わせた手順の修正、改善を行うため、関係基準文書の見直しを行い、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査細則」及び「技術上の調査手順書」並びに「登録認定機関及び登録外国認定機関の定期的調査細則」及び「定期的調査手順書」の改正を行った。</p>		新規	更新	変更	合計	登録認定機関	3	2	328	333	登録外国認定機関	2	7	62	71	合計	5	9	390	404	<p>A</p>
	新規	更新	変更	合計																		
登録認定機関	3	2	328	333																		
登録外国認定機関	2	7	62	71																		
合計	5	9	390	404																		

満たす職員を確保する。また、必要に応じて関係する基準文書の見直しを行う。

【中期計画】

② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに毎事業年度1回実施する。

また、定期的調査においては、立会調査を350件以上、JAS製品の検査を700件以上行う。

【年度計画】

② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。

また、定期的調査に資するために行う検査等については、次の取組を行うとともに、検査等の結果、適正でない事項を認めた場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。

ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700件以上の検査を実施する。

イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350件以上の調査を実施する。

◇登録認定機関の定期的調査の実施（登録認定機関ごとに1回）

- S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた
- A：目標値に対して、100%以上の達成度合
- B：目標値に対して、70%以上100%未満の達成度合
- C：目標値に対して、70%未満の達成度合
- D：目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

② 定期的調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により立会調査及び格付品検査の進捗状況を把握し、計画的に実施した。

定期的調査は、125機関144事業所（うち、登録外国認定機関26機関26事業所）を対象として、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり各1回実施した。

・ 飲食料品	15機関（22事業所）
・ 林産物	11機関（18事業所）
・ 生糸・畳表	4機関（4事業所）
・ 生産情報公表牛肉等	16機関（16事業所）
・ 有機農産物等	79機関（84事業所）
計	125機関（144事業所）

事業所調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた69機関に対しては、文書により是正要求を行った。

なお、調査結果及び是正要求に対する改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。

ア 格付品検査は各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して702件実施し、不適合があった29件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。

・ 飲食料品	184件
・ 林産物	115件
・ 生糸・畳表	5件
・ 生産情報公表牛肉等	2件
・ 有機農産物等	396件
計	702件

格付品検査の結果、JAS規格に不適合の疑義が生じた6件について現地調査を実施し、結果として1件の不適合が確認され、登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。

イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して416件実施し、不適合があった40件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。

・ 飲食料品	93件
・ 林産物	50件
・ 生糸・畳表	5件
・ 生産情報公表牛肉等	5件
・ 有機農産物等	263件
計	416件

【中期計画】

③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査は、ISO/IEC 17011に関する知見を活用して適切に実施する。

【年度計画】

③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査が、センターの有するISO/IEC 17011に関する知見を活用してJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、次の取組を行う。

また、農林水産省からの認証機関の調査等の要請があった場合は、適切に調査を実施するとともに、その結果を速やかに農林水産省へ報告する。

◇NOP基準に係る認定機関の認定等の調査の実施

- S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。
- A：順調に進んでいる
- B：概ね順調に進んでいる
- C：不十分又は問題あり
- D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった

【事業報告】

③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査が、センターの有するISO/IEC 17011に関する知見を活用してJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、次の取組を行った。

NOP認定業務規則（平成21年11月2日表示・規格課制定）に基づき、NOP認証機関に対する適合審査を行い、登録変更の届出8件に係る調査結果を審査開始から90日以内に農林水産省及び申請者に報告した。なお、新規の認定申請はなかった。

また、認定されたNOP認証機関（2機関）に対する監査（定期的監査）として、認証製品検査1件、立会調査3件及び事業所調査2件を実施し、監査開始から6ヶ月以内に監査結果を農林水産省及び申請者に報告した。

平成24年1月末日までにNOP認証機関から提出された認証実績（平成23年1月～12月）を取りまとめ、農林水産省に報告した。（報告日：平成24年2月7日）

ア NOP認証機関の適合審査及び監査の見直しに対応するため、「NOP基準に基づく認証機関認定のための審査の手順」の手数料に関する改正を行い、関係職員に文書で周知した。

A

A

<p>ア 必要に応じて関係する基準文書の見直しを行う。 イ 調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行う。</p>	<p>イ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修により、調査員に対してNOPに関する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。</p>
--	--

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 (3) JAS法に基づく立入検査等</p>	<p>○JAS法に基づく立入検査等</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 JAS法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い、次により適正に実施する。 ① 検査能力、経験等を勘案して立入検査職員を適切に選任し、農林水産省等関係機関との緊密な連携等に留意して実施する。</p> <p>【年度計画】 JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ① 立入検査等を行うに当たっては、当該立入検査等の内容を考慮して立入検査員を適切に選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に行う。</p>	<p>◇立入検査職員の選任及び関係機関との連携に留意した立入検査の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に行うため、次の取組を行った。 ① 立入検査等を行うに当たって、当該立入検査等の内容により、立入検査員の資格基準、知識、経験等を考慮して適切に立入検査員を選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に実施した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ② 農林水産大臣から指示された事項を的確に検査し、その結果を立入検査等の終了後3業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>【年度計画】 ② 立入検査等は、基準文書に基づき適正に実施するとともに、その結果を立入検査の終了後3業務日以内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>◇JAS法に基づく立入検査結果の報告期間(3業務日以内) S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、50%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、50%未満の達成度合 D：目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ② 以下の立入検査等については、関係する基準文書に基づき、次のとおり適正に実施した。 ・表示内容の疑義に関する立入検査17件(18事業所)、任意調査3件(10事業所)、計20件(28事業所)及び登録認定機関及び認定事業者等に対する立入検査を13件(20事業所)、任意調査2件(3事業所)、計15件(23事業所)を実施し、すべての案件について、3業務日以内に報告した。なお、表示内容の疑義に関する立入検査等に対応した製品分析を39件実施した。 ・農政局地域センター等と連携して立入検査23件(26事業所)、任意調査147件(151事業所)計170件(177事業所)実施し、報告まで4業務日を要した任意調査1件を除いて3業務日以内に報告した。 また立入検査のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査1件(2事業所)を実施した。</p> <p>【特記事項】 達成度合：立入検査等件数(3業務日以内)：99.5%(202/203)</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 (4) JAS規格の見直し等に係る業務</p>	<p>○JAS規格の見直し等に係る業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 JAS規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成は、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。 また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p> <p>【年度計画】 JAS規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成を「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。 また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p>◇JAS規格の見直し等に係る調査や原案の検討 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ① 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成23年度）」に基づき、調査実施法人として次のとおり調査を実施した。 ア 消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる生産・利用実態調査、品質実態を把握するための品質実態調査、JAS規格に対応する国際規格の有無及びその内容やJAS規格との整合性についての調査等を指示のあった10品目19規格について実施し、年度内に報告が求められた8品目13規格について調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。 イ 分析法について情報収集を行うとともに、分析法の見直しを行う場合には、妥当性確認試験及び従来手法と新たな手法の同等性確認試験を次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査 飲食料品 8品目（29項目） ・ヒアリング 飲食料品 7品目（12回） ・妥当性確認のための分析試験 飲食料品 2品目（3項目） ・従来手法と新たな手法の同等性確認 飲食料品 1品目（1項目） <p>また、学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法妥当性確認検討委員会を2回開催し、分析法の妥当性確認試験の設計及びその試験結果について検討を行った。</p> <p>② 農林水産大臣の指示を受け、当センターを事務局として組織する合議体を原案作成機関として9品目18規格について原案作成を実施した。このうち年度内に報告が求められていた7品目15規格について、原案を取りまとめ農林水産大臣に報告した。 なお、原案作成委員会の資料及び議事概要について当センターのホームページに掲載し、公表した。 農林水産省からの依頼に基づき、次の調査等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有機農産物及び有機農産物加工食品の同等性に係る生産資材調査会」を1回開催した。 ・「枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に係る接着剤評価方法検討委員会」を2回開催した。 ・揮発性有機化合物放散速度の調査を6件実施した。 ・平成22年7月28日の省令改正以前における依頼に基づき、JAS規格見直し検討委員会を林産物2品目について4回開催した。 	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 (5) 国際規格に係る業務</p>	<p>○国際規格に係る業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。 また、農林水産省の要請を受けて、コーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援を行う。</p> <p>【年度計画】 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行う。 ① 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等、次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。 ② 農林水産省からのコーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援の要請に備えて、国際規格及び各国規格に関する情報の収集、整理等を行う。</p>	<p>◇ISO等の国際規格に関する活動 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行った。 ① ISO（国際標準化機構）のTC34（食品専門委員会）、TC34/SC12（官能分析分科委員会）、TC34/SC16（分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会）、TC34/SC17（食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会）、TC89/SC3（木質パネル専門委員会/合板分科委員会）及びTC218（木材専門委員会）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。 国内委員会等の開催及び国際会議への職員の派遣を行うとともに、各委員会で検討されている案件についての情報の収集を行い、委員へ提供した。</p> <p>[TC34] ・WG13（ローヤルゼリー作業部会） 国内検討会 1回開催</p> <p>[TC34/SC16] 国内委員会 1回開催 国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>[TC34/SC17] 国内委員会 3回開催 国際会議 3回派遣（3名）</p> <p>[ISO/TC89/SC3] 国内委員会 1回開催 国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>[ISO/TC218] 国内委員会 1回開催 国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>[ISO/TC165（センターで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3及びISO/TC218と関連があるTC）] 国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>② 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、国際規格、各国規格等に関する情報を収集、整理した。 また、コーデックス食品規格委員会（Codex）関連の国内会議に6回出席し、Codex委員会総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務</p>	<p>○リスク管理に資するための有害物質の分析業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）において調査対象とされた危害要因及び食品群・飼料についての分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って分析業務を的確かつ迅速に行うため、必要な各種手順書について整備・見直しを行う。</p> <p>【年度計画】 サーベイランス・モニタリング計画において調査対象とされた危害要因及び食品群・飼料についての分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って分析業務を的確かつ迅速に行うため、当該業務の各種手順書について必要に応じて整備・見直しを行う。</p>	<p>◇手順書の整備・見直しによる危害要因及び食品群・飼料についての分析的確かつ迅速な実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査を優先的に実施した。 〔農産物〕 ・かび毒（注1） 880点 注1：デオキシニバレノール（DON）及びニバレノール（NIV）、3-アセチルDON及び15-アセチルNIV、4-アセチルNIV並びにゼアラレノン 〔飼料〕 ・ダイオキシン類 25点 ・かび毒（注2） 904点 ・有害金属（注3） 462点 注2：フモニシン、ゼアラレノン及びDON 注3：カドミウム、総水銀及び鉛 有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めている評価・公表ガイドラインの要件に従って的確かつ迅速に実施するため、平成23年度麦類のかび毒調査実施手順を整備するとともに、飼料等試験業務の信頼性確保に関する規程の改正に伴い、標準操作手順書の改正を行った。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-5 カルタヘナ担保法関係業務</p>	<p>○カルタヘナ担保法関係業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告するため、必要な規程について整備・見直しを行う。</p> <p>【年度計画】 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、次の取組を行う。 また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 (1) 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。 (2) 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の指示があった場合は適切に実施する。</p>	<p>◇カルタヘナ担保法に基づいた立入、質問、検査及び収去の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 次に掲げる措置を講ずることにより、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する体制を維持した。 なお、農林水産大臣から立入り、質問、検査及び収去の指示はなかった。 (1) 立入検査等を行うための規程類について見直しを検討した結果、改正を行う必要はなかった。 (2) 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の指示はなかった。</p> <p>【評価理由】 実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-6 国際協力業務</p>	<p>○国際協力業務</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 可能な範囲において、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。</p> <p>【年度計画】 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、可能な範囲において対応することとし、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。 また、必要に応じて独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>◇専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れの実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 (独)国際協力機構(JICA)等からの国際技術協力等の要請を踏まえ、次の取組を行った。 JICA等から技術協力専門家の派遣要請があり、職員を2回(2名)派遣した。 JICA等からの要請により海外からの研修員を受入れ、JAS制度、食品の表示制度、飼料安全制度、食品及び飼料等の分析技術等に関する研修を7回(延べ25か国、60名)実施した。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第3 経費（業務経費及び一般管理費 人件費）節減に係る取組</p>	<p>○経費（業務経費及び一般管理費）削減に係る取組</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点＝ 2点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 【年度計画】</p>	<p>◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 財務諸表等を参照のこと。 平成23年度においても予算の執行を適切に行い、平成22年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価																			
<p>第3 法人運営における資金の配分状況</p>	<p>○法人運営における資金の配分状況</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>																			
<p>【中期計画】 【年度計画】</p>	<p>◇法人運営における資金の配分状況 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 年度当初及び年度途中において当該事業年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき計画的な予算配付・調整を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。 平成23年度における運営費交付金の執行率は93.8%であったが、その理由としては、中期計画に基づき一般管理費及び業務経費の抑制に努めたことに加え、予算額に比べ退職手当の支給額が減少したことにより人件費に残額を生じたこと(予算額5,311百万円、決算額5,185百万円)さらに、東日本大震災の発生に伴う飼料等の放射能測定業務実施のため「飼料等放射性物質調査・分析体制強化事業」が新規に追加され、この事業の円滑な遂行に必要な経費を優先的に確保するため、当初購入を予定していた分析機器類の購入の見送りや各業務の一層の節約を行ったことによるものである。 なお、未執行額に相当する運営費交付金債務については、平成24年度に繰り越すこととしている。</p> <p>【特記事項】 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由</p> <table border="1" data-bbox="555 1532 1417 1930"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額 (円)</th> <th>決算額 (円)</th> <th>差額 (円)</th> <th>差額の主な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>995,809,000</td> <td>757,473,288</td> <td>238,335,712</td> <td rowspan="2">東日本大震災の発生に伴う飼料等の放射能測定業務実施に必要な経費を優先的に確保するため機器等備品の購入の見送りや業務費の一層の節約による経費の圧縮</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>606,561,000</td> <td>525,182,705</td> <td>81,378,295</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>5,310,859,000</td> <td>5,185,494,105</td> <td>125,364,895</td> <td>平成23年度定年退職者数の減少及び新規採用者数の抑制による常勤職員数の減少</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額 (円)	決算額 (円)	差額 (円)	差額の主な理由	業務経費	995,809,000	757,473,288	238,335,712	東日本大震災の発生に伴う飼料等の放射能測定業務実施に必要な経費を優先的に確保するため機器等備品の購入の見送りや業務費の一層の節約による経費の圧縮	一般管理費	606,561,000	525,182,705	81,378,295	人件費	5,310,859,000	5,185,494,105	125,364,895	平成23年度定年退職者数の減少及び新規採用者数の抑制による常勤職員数の減少	<p>A</p>
区分	予算額 (円)	決算額 (円)	差額 (円)	差額の主な理由																	
業務経費	995,809,000	757,473,288	238,335,712	東日本大震災の発生に伴う飼料等の放射能測定業務実施に必要な経費を優先的に確保するため機器等備品の購入の見送りや業務費の一層の節約による経費の圧縮																	
一般管理費	606,561,000	525,182,705	81,378,295																		
人件費	5,310,859,000	5,185,494,105	125,364,895	平成23年度定年退職者数の減少及び新規採用者数の抑制による常勤職員数の減少																	

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第4 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p>	<p>○法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9／10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5／10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9／10 C：各小項目の合計点 < 満点×5／10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 平成23年度～平成27年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p> <p>【年度計画】 平成23年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p>	<p>◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 運営費交付金の受入れの遅延等の短期借入を行う事態は生じなかった。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 (1) 資産の売却額の国庫返納</p>	<p>○資産の売却額の国庫返納</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納する。 ① 国庫納付の額 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(124,083円)とする。 ② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p> <p>【年度計画】 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納する。 ① 国庫納付の額 ア 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額(68,233円) (7) 自動車リサイクル料金預託金(30,370円) (イ) 高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入(37,863円) イ 政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(自動車リサイクル料金預託金)(55,850円) ② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ③ 国庫納付の方法 金銭による現物納付とする。</p>	<p>◇政府出資である固定資産及び承継資産における不要資産の国庫返納 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納した。 ① 国庫納付の額 ア 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額(68,233円) (7) 自動車リサイクル料金預託金(30,370円) (イ) 高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入(37,863円) イ 政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(自動車リサイクル料金預託金)(55,850円) ② 国庫納付の時期 平成23年10月28日 ③ 国庫納付の方法 金銭による現物納付</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 (2) 塚ほ場の国庫返納</p>	<p>○塚ほ場の国庫返納</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 肥料に係る栽培試験業務を「岩槻ほ場」に集約することにより、「塚ほ場」を廃止し、廃止に伴い生じた不要財産を以下のとおり国庫へ返納する。 ① 財産の概要 土地：大阪府堺市田出井町698-53 (面積：1,348㎡) 建物：管理舎(昭和60年築) RC-4-1造(59.8㎡) ガラス室他2棟 (延べ面積：192.05㎡) [注記] 土地の面積、建物の延べ床面積については、独立行政法人への移行時に国から出資された面積を記載 ② 国庫納付の時期 平成24年度中とする。 ③ 国庫納付の方法 現物による納付とする。</p> <p>【年度計画】 塚ほ場の平成24年度中の国庫返納に向け、塚ほ場の現地調査等を実施する。</p>	<p>◇塚ほ場の廃止及び廃止に伴う不要財産の国庫返納 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 塚ほ場の平成24年度中の国庫返納に向け、近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査(資料及び目視)、ガラス室他2棟の解体撤去等を実施した。</p> <p>【特記事項】 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における指摘事項 講ずべき措置：塚ほ場の廃止 具体的内容：他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、塚ほ場を廃止する。 実施時期：24年度中に実施 講ずべき措置：土地等の国庫返納 具体的内容：塚ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。 実施時期：24年度以降実施</p>	<p>A</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第6 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9／10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5／10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9／10 C：各小項目の合計点 < 満点×5／10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 実績がないため、評価しない。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p> <p>【年度計画】 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>◇剰余金の分析機器購入経費への充当 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 剰余金を使用する事案はなかった。 なお、利益剰余金（29,431千円）は生じているが、これは、平成23年度末における運営費交付金の残額、検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間に発生した繰越積立金（自己収入取得資産の減価償却費に充当したものの残額）及び積立金によるものである。</p>	<p>—</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>○施設及び設備に関する計画</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 2×2点= 4点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画 施設・設備の内容 検査施設の整備、検査設備の整備 その他業務運営上必要な施設・設備の整備及び改修 予定額（単位：百万円） 412 ± δ 〔注記〕 δ：老朽化度合等を勘案して、各事業年度増減する施設、設備の整備等に要する経費 財源 施設整備費補助金</p> <p>【年度計画】 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 本部：スクラパー等改修工事 本部（横浜事務所） ：スクラパー等改修工事 仙台：スクラパー等改修工事 名古屋：スクラパー等改修工事</p>	<p>◇施設及び設備の整備・改修等の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 本部、本部横浜事務所、仙台センター及び名古屋センターのスクラパー等改修工事を実施した。 なお、仙台センターのスクラパー等改修工事は、平成23年度計画には計上していなかったが、公共事業の執行留保の解除に伴い、震災被害の点検を含め、防災、減災を図る観点から被災地でもある仙台センターの老朽化した施設の整備を急遽行うこととし、10月に年度計画を変更し対応した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 門司事務所を福岡センターへ移転・統合する場合に必要な福岡センター庁舎の増改築の規模及び内容、そのための経費及びその予算措置等の検討を行う。</p> <p>【年度計画】</p>	<p>◇門司事務所の福岡センターへの移転・統合 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、門司事務所移転検討委員会（4月、10月開催）において次のとおり検討した。 ア 移転・統合に必要な経費（平成24年度～平成25年度）、平成24年度予算要求事項、移転・統合に伴う全体計画等基本的な方針について検討した。 イ 全体の計画について、平成24年度分と平成25年度以降分に区分し、平成24年度については、設計業務や庁舎の増築工事に伴う工程及び期間の検討を平成25年度以降分については、検査室の改修、門司事務所の移転、原状回復工事に伴う工程及び期間等について検討した。 ウ 移転・統合に必要な経費のうち平成24年度に必要な経費の検討を行い、福岡センター庁舎の増改築に伴う設計費及び事務棟の増築工事費を併せた予算措置を行うことを決定した。（なお、平成24年度については、約2億4千万円</p>	<p>A</p>

の予算が認められた。)

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点（2/2=100%）</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(1) 方針 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化に努めるとともに、適正な人事配置を行う。</p> <p>(2) 人員及び人件費に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 680人</p> <p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産省と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。 また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品及び農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(1) 方針 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化に努めるとともに、適正な人事配置を行う。</p> <p>(2) 人員に関する計画 平成23年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初を上回らないものとする。</p> <p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次の取組を行う。 ① 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。 ② 職員の採用に当たっては、業務の円滑な推進を図るため、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専</p>	<p>◇職員の人事に関する計画への取組 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <p>(1) 方針 次のとおり一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置を行うことにより、業務の適切かつ効率的な実施を確保した。 地方組織の一般管理部門については、総務課は各地域センターのみに、会計課は神戸センターのみに設置し、本部横浜事務所及び福岡センター門司事務所にはこれらの課を設置せず、一般管理部門の合理化を図った。 引き続き企画調整部門をさいたま本部の企画調整部に一元化し、合理化を図った。 肥料、飼料、農薬等の生産資材や食品等に関する情報を事業者等へ一元的に提供できるよう、各部門の担当者を情報提供部門に配置し、情報提供体制の整備を行った。</p> <p>(2) 人員に関する計画 業務の効率化を図り、常勤職員数を658人（平成24年1月1日時点）とし、中期目標期間の期初職員相当数である680人を下回った。</p> <p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産省との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次の取組を行った。 ① 農林水産省消費・安全局等と人事交流（転出40名、転入35名）を実施した。 ② 農学、化学、畜産等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から7名を採用し、必要な人材を確保した。 ③ 採用情報については、各センターで職場訪問等（17回）を開催したほか、人事院が行う官庁業務合同説明会等（9回）への参加、人事院が行う関東地区官庁学生ツアー（2回）においての採用案内パンフレットの配布やインターネット等を活用した広報活動を行い、優秀な人材を確保した。</p>	<p>A</p>

門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。

- ③ 採用情報については、人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動により、優秀な人材の確保に努める。

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-3 積立金の処分に関する事項</p>	<p>○積立金の処分に関する事項</p> <p>【評価指標】 中項目の評価は、小項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：-1点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、Cの下記により3段階評価を行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 B：満点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 満点×9/10 C：各小項目の合計点 < 満点×5/10点 ※ 「満点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。</p> <p>【評価結果】 ◇小項目 1×2点= 2点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p> <p>【年度計画】 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>◇前期中期目標期間繰越積立金の処分 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用の平成23年度相当額（450千円）を取り崩した。</p>	<p>A</p>